

第47回憲法と平和を考えるつどい

住民自治と監査請求・

憲法と地方自治を考える

— 憲法を暮らしに活かそう! —

講師：宮下和裕氏(福岡県自治体問題研究所主任研究員)

日時：2000年5月3日(水) 10:00~12:00

会場：宮崎市中央公民館大研修室



目次

1.講演レジュメ	p.1~5
2.講演参考資料：地方税法	p.6
日本国憲法と地方自治	p.7,8
日韓高速船裁判判決記事	p.9
茅ヶ崎職員出向訴訟記事	p.10
古賀町し尿施設住民訴訟記事	p.11,12
住民訴訟関連記事	p.13
外部監査関連記事	p.14
三セク破綻(シーガイア, ヘルシーパーク久山)関連記事	p.15,16
ネイブルランド関連記事	p.17,18
住民監査請求・住民訴訟の件数調査	p.19~21
講師のPRのページ	p.22
3.シーガイア基金の県議会可決	p.23
4.「シーガイア支援基金」の住民監査請求・住民訴訟の動き	p.24~27
5.シーガイアへの25億円交付と現状	p.28
6.フェニックスリゾートの情報公開関連	p.29,30
7.みやざき・市民オンブズマンの全県議への質問	p.31
8.フェニックスリゾートの経営改善計画関連記事	p.32,33
9.宮崎市の観光支援策	p.34
10.シーガイア職員の退職,佐藤社長の退任,新社長の就任	p.35~37
11.県市町村振興協会基金	p.38
12.「観光宮崎」曲がり角	p.39,40
13.「ゆるる経営」シーガイア・ハウステンボス	p.41,42
14.九州三大テーマパークの点検	p.43,44
15.ハウステンボス再建計画	p.45,46
16.他地域の住民監査請求・住民訴訟	p.47
17.「第三セクターの破綻—その責任と改革」	p.48~56
18.「日韓高速船の破綻」	p.56~61

主催：科学者会議宮崎支部・宮崎民主法律家協会
「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会

一、始まった「地方自治の時代」、「希望としての地方自治」

……われわれはどこに依拠すべきか…… → p.6を参照！

◎「『知事の時代』が訪れたかのようだ」（朝日・天声人語 00.2.23）

*東京都・石原知事 銀行への外形標準化税・ディーゼル車規制

*三重県・北川知事 芦原原発白紙発言

これは正確な表現ではない

◎「いつ、首長の生首が飛ぶかもしれない“戦国時代”」

*横山ノック大阪府知事（当時）の強制わいせつ・野垂れ死に事件

滋賀県びわ町（99.12.26）、桑原福岡市長の思わぬ落選（98.11.15）、

芦屋町、高知県・新潟県等々

*32年ぶりの基山町長選挙（2000.2.6）での10か月前の町議選で落選した新人が46.2%を獲得、あの「お上」意識の強い保守的な佐賀県で、「官民一体となって」「県内市町村で情報公開条例施行ゼロ」、大型開発優先で住民無視・国保税の大幅黒字、うっせきしていた住民の不满

＜なぜこれが可能となったか＞町民の自発性の発揮できるシステムの提起…

「みんなで明るい基山町政をつくる会」（略称・みんなの会）の結成

◎その背景……住民の主権者意識の高まり、国民は馬鹿・投票人形ではない

……これこそ戦後の歴史が生み出した最大のものである……

住民投票（巻町・原発＝1.17再選・名酒「笹祝」経営者、徳島市・第十堰）

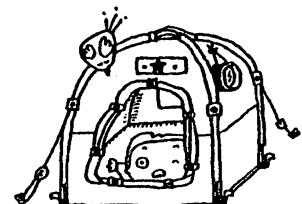
主権者住民の声を聞け、「半代表」概念

「この運動を通して学びましたことは、『全住民が一致団結して行動に移せば必ず成果は生まれる』ということでした」（内橋3区長・長さん）

日本共産党のスローガンの変更（「護民官」から「住民が主人公へ」）

◎地方分権一括法の4月1日からの施行 統制強化・規制緩和・町村合併など重大な問題点の一方で、その中心の自治法改正には機関委任事務の廃止・関与のルール法定・国地方係争処理委員会の設置・条例制定権の拡大、法令の自主解釈権の容認（これまで「有権解釈」なるものが横行）・議会権限の拡大など活用できる点も多い

◎これは戦後50余年の歴史を通じて形成されてきたもの



二、日本国憲法と地方自治（47.4.29 同時施行） → p.7,8 を参照！

“四権”分立（権力の分立）

戦前の「経費負担団体」「事業団体」から「権力団体」「統治団体」へ
（住民の権利や自由に制限を加えることのできる行政事務条例の制定権の付与が実現）

地方自治導入の狙い、

「民主主義の学校」、

憲法の土台（憲法学者の「反省」）

GHQの驚き

◎憲法制定後の戦後の歴史こそが、実は「国民にとっての憲法制定過程」

そして地域の声の積み重ねが国政にも影響を与えてきた。これは法則的
かつての公害防止条例、今日では情報公開条例（2000.4から情報公開法施行）
だが地方自治は国政革新の単なる「方便・手段」ではなく、いわばそれ自体
が目的とってよい

◎日本国憲法の強さ（大方の予測に反して今日まで存続）の秘密
世界の到達点と国民の願いが合体して生まれたことにある

三、引揚港・博多を考える集いの経験から

日本一の引揚港（200万人を超す）、

なぜ引揚が起こったか（＝何のための戦争だったのか）、“逆の引き揚げ”

戦後50年で博多港に記念碑の建立実現、

福岡市・「アジアの拠点都市」から「アジアの交流拠点都市」へのスローガンを
変更

自発性に基づく市民運動

四、憲法・地方自治法と住民監査請求

◎自治体の統治団体化と並んで、住民監査請求などの直接民主制の採用は戦後の
主権在民下での地方自治制度の象徴的存在、住民のコントロール権・矯正権

◎〔自治法242条・住民監査請求〕は、法施行翌年の48年にアメリカの納税者
訴訟をモデルに〔243条の2・住民訴訟〕と同時に追加的に導入

（住民の50分の1とか3分の1以上の署名による条例の制定改廃請求、事務
の監査請求、リコールなどの直接請求は法制定時から存在。憲法95条は地方
自治特別法に関する住民投票制度を規定。国に対してはこれらの制度はまったく
存在しない…これは今後の国民的課題。）

◎住民監査請求は直接請求と違って一人ででもできる、要件も簡単（新聞切抜き
のコピーでも可）。さらに監査結果に不服があれば裁判に持ち込めるのが特徴、
公務員個人を追及、裁判費用も安い（出訴は8200円で済む）

<最近の活用例>

◎下関市高速船訴訟 → p.9を参照!

98.6.9山口地裁 当時の市長に8億4500万円の賠償を命じた判決、
再建の見込みがない中での、債務整理のための多額の補助金投入に公益性が争点、「『公益性』があるためには、主観的にも客観的にも、補助金の交付とそれによる住民の利益との間に因果関係がなければならず、本件では『経済的な面を含め、およそ不毛な措置であった』として、『巨額の税金が住民の福祉の増進のために使用されないまま失われるはめのなったことによる住民の損失は見逃すことができない』と厳しく指摘しています。」(臼井俊紀弁護士)

◎神奈川県茅ヶ崎市の「商工会議所への職員派遣・給与負担は違法」との東京高裁差し戻し審控訴審判決 福岡ではこれを受けて県同和教育推進協議会への13名の教師派遣問題を監査請求中 → p.10を参照!

◎福岡県古賀町(現在は市)工事契約めぐる支出返還訴訟

91.2.21 福岡地裁 し尿処理施設の発注を7億8000万の業者を外して、8億9800万で他社に発注し損害を与えたとされ、1億1800万の差額返還を命じた。95.10.9 最高裁で地裁判決の通り確定 → p.11,12を参照!

◎オンブズマン等によるカラ出張問題追及など枚挙に暇がないほど → p.13を参照!

東京ではパン屋のご主人が一人で官々接待やカラ出張を監査請求・情報公開条例を活用して、50件近い裁判をおこし、14年間で9億円返還させた例もある。(NHK)(98.1.19 放映)

◎単に財務会計上の処理を問題とするのではなく、「非財務事項の間接的統制」としての活用が広がっているのが特徴

◎データにみる全国状況(自治省「地方自治月報」2000.3)

都道府県に対して監査請求がこの4年間、1件もなかったのは宮崎県だけ
これまで宮崎県の監査委員・事務局は遊んでいた? → p.20,21,22を参照!

◎裁判所の、公金に対しては厳しい判決が相次ぐ

特に情報公開条例訴訟で、“解釈改憲”ならぬ“解釈改正的”判決が相次ぎ、条例自体の改正を促してきた。

◎「行政が消極的になる」として、住民訴訟に制限を加える動き

九州市長会が地方自治法改正を求める要望書(98.10)、これは全国的動向
名古屋市では「**八**互助会」を結成(課長月千円、部局長二千円を積み立て、弁護士費用を肩代わり、不正事件は対象外)… 選管や教育委員など非常勤の行政委員に30年間200万円の特別謝礼が払われてきたことに監査請求、請求額16人に1億7800万円、前総務課長は1人で1355万円請求される裁判となったが、行政委員が自主的に返還して訴えは退けられ、訴訟は一応の決着。

現在では、保険会社が住民訴訟を市場として進出。

◎最近の地方自治法改正

* 91年改正 監査委員（都道府県・政令市は4人）制度の強化

[旧]「監査委員は…財務管理または事業の経営管理について専門の知識または経験を有する者…及び議員のうちから、これを選任」

[新]「監査委員は…人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理または事業の経営管理その他の行政運営に関し優れた識見を有する者…及び議員のうちから、これを選任」

その他、5年以内のOBの選任排除、独立性の強化、公正不偏の態度、秘密保持など

しかし効果なし（カラ出張など次々露見、地方分権で強化される自治体の権限にふさわしい監査能力（これも大切な自治能力）、不正・不適正な予算執行にメスを入れたのは監査委員ではなくオンブズマン等の市民団体であった。）

そこで福岡県では4名のうちの県議枠2名と、OB出身の2名をそれぞれ1名づつ減らして98年度から2名を民間登用とした。

* 97年度改正で、自治法に13章「外部監査契約に基づく契約」（全18条）を都道府県と政令市を対象に新たに導入し、99年度から実施。→ p.14 を参照！
監査人（定数なし）は大半が公認会計士、4府県が弁護士と契約

○包括外部監査

○個別外部監査

五、シーガイアへの県費60億円支援問題 → p.15 を参照！

◎松形知事…フェニックスリゾートへの県の責任は「資本金3億円のうちの出資分、7500万円だけだ」とこれまで強調

また県はフェニックスリゾート社は公共性・公益性を有しないと情報公開訴訟で主張…「宮崎県が本件法人の株主であること等を理由に本件法人が公共性、公益性を有するとはいえない。本件法人は、私企業にすぎないし、本件法人の役員は私人として本件法人に関係しているのであって、公的関係にない。」

（97.1.27 宮崎地裁判決）

◎一転支援へ 昨年7月の知事選の最大争点に、

対立候補の乱立に助けられて六選

「政治生命をかけてシーガイア再生に全力で取り組みたい」（昨年12月13日午前3時20分、県議会建設商工常任委員会での知事発言）

<その背景>

◎佐藤棟良フェニックスリゾート社長の知事脅迫発言（宮崎日日新聞 99.6.8）

「この直轄をやらざる
か。おれたちが死んだ後も
高層のためになすものを造
る」。今月2日の決意発表
の席上、佐藤社長が知事と
呼ぶ松形知事のことな問
掛けから、シーガイアの事
業に着手したとを語り始
めた。佐藤社長は松形知事
にこう返した。「国の債
地に本物は置れない。林野庁
と交渉して払い下げできる
か。松形知事は「その代
わり世昇レベルの施設を造
ってこれと替した」とい
った。佐藤社長が決意発表に
を覚えたのは初めて。倉
内容は決意そのものより
も、経緯を回顧が主と
なった。

「30年来の“盟友”で、シーガイアも2人の強い熱意で建設された、とされる。」（日本経済新聞 00.4.11）

元林野庁長官の“地位利用”、二人三脚の“共犯関係”

<最良の策は破産、これが最も現実的で勇気ある対処ではないか>

◎誰がみても再建は絶望的、せいぜい外相会議までの延命策・手切金か
今日、私は連休中というのに特割で航空券を買えた。

「税金投入は無責任だ」(朝日新聞社説99.12.)

◎自治省「第三セクターに関する指針」(99.5.20) → p.16を参照!

同「経営悪化時の対応に当たっての留意事項」の「3 第三セクター方式を断念する場合の留意点」から

3 第三セクター方式を断念する場合の留意点

- 経営の悪化が深刻であり、かつ、将来の経営改善の可能性がないと判断されるものについては、問題を先送りせず、早急に対処方策を検討。責任分担の透明性の確保等の観点から清算に係る法的手続の活用についても検討
- 債権債務関係の整理に当たって、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約に基づく負担、あるいはあらかじめリスク分担を定めている場合はそれによる負担にとどまるとするのが原則で、過度の負担を負うことのないようにすべき。
既存施設の利活用等につき行政として対応する場合には、それ自体に公共性が必要であることを慎重に判断して決定

大牟田市のネイブルランド → p.17,18を参照!

久山町のヘルシーパル → p.16を参照!

六、さいごに、

◎宮崎県民は素晴らしい実践の経験をすでに持っている

地域を活かした、空想ではなくもっと地についた、背伸びしない、住民の住みやすさを基本にしたまちづくりを……綾町・諸塚町・南郷村 e t c

◎「国民・住民はみずからに値する政治・行政しか持ちえない」

住民のレベルの高さは全国共通 いま宮崎県では歴史に残る市民運動・住民運動を切り開きつつある。

◎気がついた人がまず声をあげ、たちあがること、一致点での行動、連帯

“敵を減らし(造らず)味方を増やす”、学習・勉強の重要性

◎組織者・世話役の大切さ、芦屋町の例(世話役のレベルも最終的には住民のレベルで決まる…政党でも同じこと)

「組織者・世話役たらんとする者は、まず国民のレベルの高さに敬意を表することから始めなければならない」(自発性の発揮に直結)

講師紹介

氏名：宮下 和裕さん(みやした かずひろ)

略歴：1947年熊本県荒尾市生まれ、福岡県大牟田市で育つ。九州大学法学部卒(政治専攻)。現在、(社)福岡県自治体問題研究所主任研究員(事務局長兼務)。自治立法権や再開発問題、大濠公園浄化問題、モーター規制などさまざまな地域・自治体問題と共に団地の駐車対策協議会、マンション管理組合など草の根の地域活動にも直接に取り組んできた。

専攻：地方政治

著書：「希望としての地方自治」(2000年)、「福岡に地方自治の風が吹く—自治立法権の活用と展開」(1988年)、「地方自治の現実と可能性」(1983年) 出版社いずれも自治体研究社

地方税法

(事業税の課税標準の特例)
第七十二条の十九 法人の行う電気供給

業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業以外の法人又は個人の行う事業に対する事業税の課税標準については、事業の状況に応じ、第七十二条第一項、第七十二条の十二及び第七十二条の十六の所得及び清算所得によらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得及び清算所得とこれらの課税標準をあわせ用いることができる。

官房長官

「どうしようもない」

東京都の大手金融機関に對する外形標準課税構想の条例案が都議会で可決される情勢になったことについて、青木幹雄官房長官は十四日の記者会見で「法的にはどうしようもない。今までの石原知事の姿勢からして、これはどんなことがあっても実行する考えだなど解釈している」と述べ、構想の導入はやむをえないとの認識を示した。

自治省

「再度協議したい」

自治省の石井隆一税務局長は「都議会のごとくへのコメントは差し控えるが、金融システム安定が求められる時期に、銀行業だけを

地方分権一括法で改正された

地方税法の新旧対照表

〈新法〉

(道府県法定外普通税の新設変更)

第二百五十九条 道府県は、道府県法定外普通税を新設し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、自治大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第二百六十条 自治大臣は、前条の規定による協議の申出を受けた場合においては、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の通知を受けた場合において、その協議の申出に係る道府県法定外普通税の新設又は変更について異議があるときは、自治大臣に対してその旨を申し出ることができる。

(自治大臣の同意)

第二百六十一条 自治大臣は、第二百五十九条の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 (略)

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと。

〈旧法〉

(道府県法定外普通税の新設変更)

第二百五十九条 道府県は、道府県法定外普通税を新設し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、自治大臣の許可を受けなければならない。

第二百六十条 自治大臣は、前条の規定による許可の申請があつた場合においては、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の通知を受けた場合において、その許可の申請について異議があるときは、自治大臣に対してその旨を申し出ることができる。

(自治大臣の許可)

第二百六十一条 自治大臣は、第二百五十九条の規定による申請を受理した場合において、当該申請に係る道府県法定外普通税について当該道府県にその税収入を確保できる税源があること及びその税収入を必要とする当該道府県の財政需要があることが明らかであるときは、これを許可しなければならない。但し、左に掲げる事由があると認める場合においては、その許可をすることができない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、且つ、住民の負担が著しく過重となること。

二 (略)

三 前二号に掲げるものを除く外、国の経済施策に照して適當でないこと。

21 自治大臣は、前条の許可の申請について、その申請の趣旨に適合する範囲で条件を付け、又は変更を加えて許可をすることができる。

(朝日、2000.2.15)

狙い撃ちにすよるような導入には批判もある。二回目の都との協議を早急に持ちたい。即ちこれは良識ある判断をどうしたか」と話している。

□承認と同意

「承認」は、法令上種々の意味に使用されているが、公法上では、国の機関相互の間における同意をいう場合に用いられることが一般的であり、上級行政庁の同意という意味を有すると解されている場合もある。

一方、「同意」という用語は、対等な立場にある者相互の間において使用されており、上下関係を前提とする用語ではなく、この点において「承認」と異なる。

「Q&A改正地方自治法のポイント」
地方自治制度研究会編
(せうせいり) 99年8月
自治省行政課
のこと

第八節 地方自治	
第九十二条	地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。
第九十三条	地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
②	地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。
第九十四条	地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。
第九十五条	一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

〈日本国憲法の構成〉

前文	第五章 内閣
第一章 天皇	第六章 司法
第二章 戦争の放棄	第七章 財政
第三章 国民の権利及び義務	第八章 地方自治
第四章 国会	第九章 改正
	第十章 最高法規
	第十一章 補則

自治立法権の歴史的展開



第二部では、自治立法権の一層の活用を願う立場からいくつかの事例も紹介しながら、基本点を考えてみたいと思います。よく知られるように戦後の地方自治は、天皇主権から主権在民へと転換した日本国憲法に直接「第八章、地方自治」としてうたわれており、いわば憲法原則の一つの柱として位置づけられてきました。辻清明東京大学名誉教授は、憲法のなかに「地方自治」の章が設けられた理由としてGHQの文書「日本の政治的再編」を採用しながら①過去の日本における過度の中央集権に対する糾弾、その元凶として内務省の解体と地方団体への大幅な自治権の付与、②日本における民主主義の推進力としての地方自治の役割、の二点をあげておられます(『日本の地方自治』岩波書店、一九七六年)。戦前は県や市町村の存在そのものが、市制、町村制、府県制などという法律で規定されており、悪く言えば時々の政府の意向でどうにでも変えられる法律事項にすぎませんでした。

この質的に転換をとげた地方自治体の地位のなかでも重要な部分を占めているのが自治立法権の問題です。戦前、国の法律によってきわめて限定された条例制定権しか認められなかった時代とは大きく違い、「地方公共団体は、……法律の範囲内で条例を制定することができる。」とする日本国憲法第九四条によって直接に地方自治体の条例制定権が保障されています。しかもその場合の「法律の範囲内」という限定も憲法第九二条で規定された「地方自治の本旨」に基いて定められた「法律の範囲内」という意味と解されています。現に地方自治法第二条第12項では、「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基いて、これを解釈し、及び運用しなければならぬ」と規定されています。

参議院選挙の比例代表区から二度目の挑戦で当選(一九八六年)された久世公亮さんは自治大学校の校長などもされたかつての自治省の大幹部ですが、この方が『地方自治条例論』という著作のなかで次のように言われています。

「新地方自治制度が、日本国憲法のもとに発足してから、すでに二十数年を経過している。新地方自治制度は、あらゆる面において、従来の地方自治制度に対して抜本的改革をおこなったがその中の最も重要なものの一つが自治立法権―条例・規則の制定権―の問題である。」(日本評論社、一九七〇年五月)

東京大学の塩野宏教授も「地方公共団体の条例制定権の拡大は、まさに、戦後の地方自治強化の實質的内容であったと同時に象徴でもあった。それはひいては、戦後改革の象徴の一つであるといっても過言ではない。」(条例―その意義と限界)ジュリスト八百号記念特集、条例百選所収

宮下著「福岡に地方自治の風が吹く」(84年3月)

自治立法権の活用と展開

宮下著「希望としての地方自治」から(2007年2月)

誕生したものです。国際的到達点を示すものといつてよいと思います。そこに日本国憲法自身が持つ内在的な力、魅力の源泉があります。そして日本の国民ばかりでなく世界の民衆、特にアジアの民衆によって日本国憲法は守られてきました。だから制定時のGHQ関係者、政府関係者、政友関係者など当事者の誰もが予想していなかったと思いますが、激しい攻撃を受けながらもいまだに存続しているのだと思います。

戦後の歴史が生み出した最大のものは、それは国民・住民の主権者意識の高まり第五部でふれていますので詳論は避けませんが、日本国憲法の制定過程でGHQが収集した各種の憲法案のなかで、地方自治に対する提案がなかったということ、GHQが占領終了にあたってまとめたレポート、「日本の政治的再編成」のなかで驚きをもって紹介しています。そしてその原因を、「……改革および再建に関心を持つ人々の考察から、どうしてかかる重要な事項がもれたのか、考えがたいことである。恐らくこれに対する答えは、彼らが中央集権の理念を余りにも深く

急いでつくられました。GHQを牛耳っていた、当時のアメリカにもその連の影響が強まる前に、日本国民自身の選択で憲法が制定されたという形を早くとりたかったという事情もありました。憲法よりメシ」という主張も当時ありましたが、もつと十分な国民的議論を保障する時間が必要だったのでないかと思えます。しかし地方自治を憲法に盛り込むという提案がなかったことに象徴されるような、憲法制定過程で示された国民の側の不十分さを克服し、憲法の精神を自らの血肉としていく憲法制定後の戦後の歴史こそが、国民にとっての事実上の憲法制定過程であったといつても過言ではありません。この典型が、地方自治、住民自治です。とりわけ一九七〇年代前後の公害反対運動のなかから国民的体験を通じて地方自治の重要性が認識されていきました。詳細は拙著「福岡に地方自治の風が吹く」自治立法権の活用と展開」をご覧ください。このことについて、ここでは一九七〇年代半ばの二人の憲法学者のコメントを紹介しておきます。

「憲法で規定する『地方自治』が、『人権』規定と関

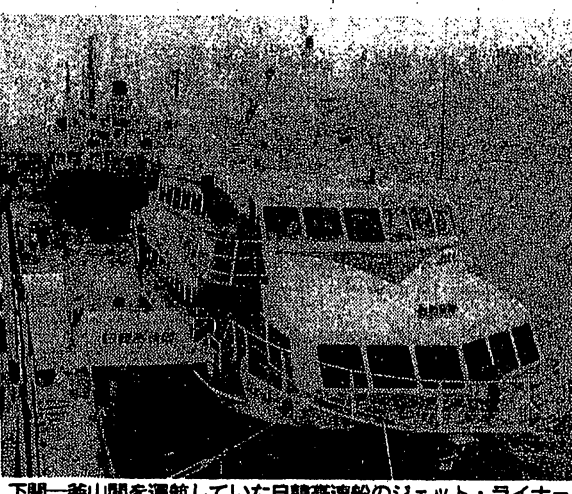
教え込まれていたか、或は、地方自治は国会に委せることのできる小さな事項にすぎないと考えられていたか、何れかである。」(『国家学会雑誌』第六十五巻第一号、一九五一年六月、当用漢字、現代力カ使用に改めている。引用者)と結論づけています。

ちなみに日本共産党が、その後一九四六年六月から開催された憲法制定議会に、対案として提出した憲法草案は徹底した人民主権の立場にたったもので、当時の政党内閣のなかでははずば抜けた存在でしたが、六条からなる「第六章 地方制度」がおかれていました。その三条目の七六条は「各級の地方議会はそれぞれその行政機関を選任する。行政機関はそれぞれその地方議会ならびに上級行政機関に責任を負う。」(傍線は引用者)とされていました。人民主権にもとづく民主的中央集権制下の地方制度を考えていたわけで、日本国憲法の「第八章 地方自治」とは、かなり趣を異にしています。もちろん、現行の憲法第八章を支持するというのが、現在の日本共産党の立場かと思われまます。

いずれにしても憲法制定過程は一年たらずに過ぎ、連づけられながら、国民にとって重要な要素であることが、この時期に実感をもって認識されはじめたことは、真の意味の『地方自治』がようやく根づいてきたものとして受けとめることができる(『山本英二都立大学教授』当時、「法律時報」臨時増刊、七八年二月)。「従来の公法学における地方自治論が、憲法第八章の諸規定のコメントないし自治行政組織論にとどまっていたことの反省の上からして、第一に、地方自治を、人権と民主的統治機構、さらに平和主義の保障という憲法の全体系との関連においてトータルに捉え直し、とりわけ人権を基軸とした地方自治論を再構成すべきこと(山下健次立命館大学教授)当時、「法律時報」七五年四月)以上のように憲法学者にも反省を迫った国民的体験のなかでの地方自治や憲法のとらえ直しをふりかえれば、国民にとっての憲法制定過程として戦後史をとらえることの重要性は明らかです。憲法のもつ「第八章 地方自治」の素晴しさや「第二章 戦争の放棄」、この第二章には九条の一条しかありませんが、この九条

解説と提言

破たん三セクへの補助金に 違法判決



下関一釜山間を巡航していた日韓高速船のジェット・ライナー

公益性に厳格な判断 安易な支出に歯止め

経営が破たんした第三セクターへの山口県下関市の補助金をめぐって「日韓高速船裁判」の判決で、山口地裁は9日、第三セクター支援の際の公益性の定義を厳格な判断を求めた。

山口県下関市と山口県下関市(出資比率各1/3)で、2自治体・43法人・個人が参加。市長が金庫に貯めて91年1月に通航を始めたが、乗客率23%程度で92年12月に廃業した。

日韓高速船を巡る経過

1989年 3月29日	下関市議会が関釜高速船の就航実現を決議
6月1日	同市の関釜高速船計画調査委員会発足
1990年 3月28日	市が第三セクター・日韓高速船株式会社への出資金5000万円の予算議案を可決
11月2日	日韓高速船株式会社設立
1991年 3月29日	関西汽船と用船契約(高速船の提供)を締結
7月31日	第1便が就航
8月26日	1億9650万円を増資
9月27日	市議会が8億円の銀行融資について債務負担行為の補正予算可決
1992年 4月27日	6850万円を増資
9月28日	日韓高速船への貸付金(10億円)の補正予算可決
12月1日	高速船航路運休
1994年 3月28日	市議会が債務整理補助金(8億4500万円)の補正予算可決
同月同日	用船契約解除の覚書を交わし、返船
4月18日	市民3人が住民監査請求
7月5日	市民3人が亀岡市長(当時)を相手取り、用船契約解除分の損害賠償を求め住民訴訟を提起
8月8日	住民2人が亀岡市長を相手取り、金庫補助金の借入金返済金の追加提供を日韓高速船の破産宣告後で即日申し立てを請求
1996年 2月29日	日韓高速船の破産宣告
3月28日	即日申し立てを請求
4月12日	即日申し立てを請求

この日の判決は、第三セクターの公益性をめぐって、事業が再建を目的とするのではなく、行政機関に有利とされた判断を求め、補助金を支出したことが違法であると判断した。

判決は、第三セクターへの補助金の支出が、公益性をめぐって、事業が再建を目的とするのではなく、行政機関に有利とされた判断を求め、補助金を支出したことが違法であると判断した。

判決は、第三セクターへの補助金の支出が、公益性をめぐって、事業が再建を目的とするのではなく、行政機関に有利とされた判断を求め、補助金を支出したことが違法であると判断した。

判決は、第三セクターへの補助金の支出が、公益性をめぐって、事業が再建を目的とするのではなく、行政機関に有利とされた判断を求め、補助金を支出したことが違法であると判断した。

市民の取組み

【山口県下関市の市民】 第三セクターの破産宣告後、市民は市議会に請願し、補助金の返還を求めた。また、市民連合会を組織し、市議会に請願し、補助金の返還を求めた。

【山口県下関市の市民】 第三セクターの破産宣告後、市民は市議会に請願し、補助金の返還を求めた。また、市民連合会を組織し、市議会に請願し、補助金の返還を求めた。

【山口県下関市の市民】 第三セクターの破産宣告後、市民は市議会に請願し、補助金の返還を求めた。また、市民連合会を組織し、市議会に請願し、補助金の返還を求めた。

職員訴訟 向崎市 茅ヶ崎

住民側敗訴を破棄

最高裁 東京高裁に差し戻し

神奈川県茅ヶ崎市が地元
の商工会議所に職員を出向
させ、市から給与を支払っ
たのは違法として、住民四
人が市長らに、出向中の給
与約五百四十万円を市に賠
償するように求めた訴訟の
上告審判決が二十四日、最
高裁第二小法廷であった。
住河合伸一裁判長は「審理
が尽くされていない」とし
て、住民側敗訴の二審判決
を破棄し、審理を東京高裁
に差し戻した。

訴訟は市の条例で出向職
員の職務専念義務を免除し
たことや市が給与を支出し
たことなどの適否が争われ、
九三年四月の横浜地裁判
決は「条例の免除規定は長
期派遣(出向)者への適用
を予定していない」として

住民側は同年七月八月、
商工会議所から専務理事の
給与の支出について監査請
求。市監査委員は請求を退
けたが、職員の出向は同年
十月で打ち切られた。

その際、市の給与負担や
三年の出向期間などが決め
られたほか、仕事が市の事
務と異なるため、出向職員
に職務専念義務の免除を申
請させ、市長が承認した。

一番の住民敗訴を破棄

最高裁 審理不十分、差し戻す

住河合伸一裁判長は「審理が尽くされていない」として、住民側敗訴の二審判決を破棄し、審理を東京高裁に差し戻した。

市は「条例の免除規定は長期派遣(出向)者への適用を予定していない」として

住民側は同年七月八月、商工会議所から専務理事の給与の支出について監査請求。市監査委員は請求を退けたが、職員の出向は同年十月で打ち切られた。

その際、市の給与負担や三年の出向期間などが決められたほか、仕事が市の事務と異なるため、出向職員に職務専念義務の免除を申請させ、市長が承認した。

商議所に派遣・茅ヶ崎市職員

市の給与負担は違法

業務内容 直接関連なし 市長らに返還命令

神奈川県茅ヶ崎市の住民
が「商工会議所に派遣した
市職員の給与を市が負担す
るの違法性」を主張し、根
本慶明市長と茅ヶ崎商工会
議所に約44.4万円を
市に返還するよう命じた。
高木新一郎裁判長は「商議
所の業務内容は市の業務と
直接関連のない内部的事務
を中心とするもので、派
遣と給与の支払いは地方公
務員法の趣旨に反して認め
ない」として、返還命令を出
した。

自治体によると、昨年4
月現在で自治体の外部派遣
職員は約3万6000人。
うち茅ヶ崎市と同様の派遣
は4割に上る。今回の判決
で派遣職員を減らす動きが
見られる。

市は「条例の免除規定は長期派遣(出向)者への適用を予定していない」として

住民側は同年七月八月、商工会議所から専務理事の給与の支出について監査請求。市監査委員は請求を退けたが、職員の出向は同年十月で打ち切られた。

その際、市の給与負担や三年の出向期間などが決められたほか、仕事が市の事務と異なるため、出向職員に職務専念義務の免除を申請させ、市長が承認した。

審判控訴 差し戻し

判決によると、茅ヶ崎市の
市職員の給与を市が負担す
るの違法性について、高裁は
「審理が尽くされていない」と
して、住民側敗訴の二審判決
を破棄し、審理を東京高裁に
差し戻した。

市は「条例の免除規定は長期派遣(出向)者への適用を予定していない」として

住民側は同年七月八月、商工会議所から専務理事の給与の支出について監査請求。市監査委員は請求を退けたが、職員の出向は同年十月で打ち切られた。

その際、市の給与負担や三年の出向期間などが決められたほか、仕事が市の事務と異なるため、出向職員に職務専念義務の免除を申請させ、市長が承認した。

会社清算を決定

18.11.26
10時

取締役会 来月26日に閉園

破産の軌跡

大牟田ネイブルランド

18.11.27
10時

福岡県大牟田市のテーマパーク「ネイブルランド」が来月二十六日閉園することになった。三井三池鉱山の閉山に備え、ポスト石炭の夢を乗せた官民一体の第三セクター事業は、六十億円を超える負債を抱えたまま、三年あまりで幕を閉じる。なぜ、こいつ事象に陥ったのか。破産の道を検証し、地域社会や地産経済への影響をレポートする。

●3年目で客半減

「万策尽き果てた」。会社清算の方針を決めた二十一日の臨時取締役会後、吉開鉄也社長は苦渋の表情を隠せず、栗原孝・大牟田市長も「第二の閉山と言っても過言ではない」と肩を落とした。

挫折の最大の理由は、入場者の伸び悩み。一九九五年七月の開業後八カ月間の入場者は目標を上回る四十三万人。九五年年度決算は約六千万円の黒字だった。

経営難が多かったテーマパークの中、ネイブルランドは異例。九州経済調査協

三セクのもろさ露呈

第2の閉山

会も「初年度から黒字のテーマパークはどこにもない」と高く評価した。ところが、九六年度は三十二万人、九七年度は二十六万人と一日あたりでは初年度の半分の入場者しかない状況にまで追い詰められた。

●危機は昨春から

この結果、九七年度は約

「膨れた開業資金」

ただ、景気のせいだけではないと分析する関係者は社内にもいる。ある取締役は会社設立から開業までの七年間に十五億円もの開業資金を注ぎ込んだ「無駄な指摘」あの程度の遊園地の開業資金としては考えられない額と言った。

●何でもよかった

「何でもよかった。とにかく何かを造ることが必要

1億3500万円使途不明

大牟田市議会 百条委を設置へ

18.12.9
10時

は含まれていない。

この資金の返済と遊具リノベ代に年十億円。それを賄うには年間五十万人の客が必要になった。「そこが試算だった」と吉開社長も認める。

開業まで時間がかかった背景には、当初、石炭の体験学習とパイオパークを組み合わせた「レジャーランド」を打ち出しながら、探険的な魅力に疑問が相次

「お役人は税金を使うのが仕事だ」ということがよく分かった」と言う。市出身の幹部は「市民にもっと利用を、そう総括した。



「ポスト石炭」の夢を背負いスタートしたネイブルランド。わずか3年余りで幕を閉じることになった—95年7月の開園セレモニー

都道府県名	監査請求数	住民訴訟提起件数	近隣の理由		注242条の2第1号による請求	請求事項		訴訟結果		第二番以上の訴訟の結果及び訴訟の係属状況	都道府県名
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の不作為による場合		監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わないう場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要なる措置を講じない場合	同条2号による請求	同条3号による請求		
北海道	38	8	4		1		7	1		第二番係属中1、第一番係属中3、取下げ3	北海道
青森県	2	1	1				1	1		取下げ3	青森県
岩手県	14	3	1				3			第一番係属中2	岩手県
宮城県	11	2	2				2		2	第一番係属中8、取下げ9	宮城県
秋田県	53	21	12				21			第一番係属中3	秋田県
山形県	5	3	3				2			第一番係属中1、取下げ9、放棄1	山形県
福島県	19	11	11		2		11			第一番係属中2、取下げ2	福島県
茨城県	21	4	4				3			第一番係属中3、和解1	茨城県
栃木県	13	5	5				5	1	1	第一番係属中1	栃木県
群馬県	4	2	2		2		2	1	1	最高裁係属中1、第一番係属中2	群馬県
埼玉県	15	3	1				3			第二番係属中1、第一番係属中4、取下げ1	埼玉県
千葉県	25	11	11		3		6	5	5	第一番係属中1、第一番係属中4、取下げ1	千葉県
東京都	144	40	40		2		37	7	10	第一番係属中17、取下げ3、認諾1	東京都
神奈川県	7	3	3		1		2			第一番係属中2、取下げ1	神奈川県
新潟県	13	6	6		1		5			第二番係属中1、第一番係属中3、取下げ2	新潟県
富山県	6	5	4		1		4			最高裁係属中1、第二番係属中2、第一番係属中2	富山県
石川県	11	2	2		1		1			第二番係属中1、取下げ1	石川県
福井県	15	9	9		1		4	4	1	第一番係属中1、第一番係属中7	福井県
山梨県	17	4	4		1		4	4	1	第一番係属中1、和解1	山梨県
長野県	7	5	5		2		5			第一番係属中5	長野県
岐阜県	17	8	8		1		8			第一番係属中8	岐阜県
静岡県	11	4	4		1		4		1	第二番係属中1、第一番係属中3	静岡県
愛知県	32	11	11		2		8	2	2	第二番係属中1、第一番係属中8	愛知県
三重県	30	7	7		1		6	1		第一番係属中6	三重県
滋賀県	11	4	4		1		3	1	2	第一番係属中1	滋賀県
京都府	4	1	1		1		1			第一番係属中1	京都府
大阪府	41	11	14		3		13	4	4	第一番係属中7、取下げ3	大阪府
兵庫県	15	1	1		1		1			第一番係属中1	兵庫県
奈良県	42	10	10		1		10	1	1	第一番係属中7、取下げ2	奈良県
和歌山県	9	6	6		1		6			第一番係属中6	和歌山県
鳥取県	1	0	0							第一番係属中2	鳥取県
島根県	13	2	2		2		2			第一番係属中3、認諾1	島根県
岡山県	13	5	5		1		5	1	1	第一番係属中3	岡山県
広島県	23	1	1		1		1			第一番係属中3	広島県
山口県	6	0	0							第二番係属中3、第一番係属中7、取下げ1	山口県
徳島県	26	16	16		2		1	2	2	第一番係属中1	徳島県
香川県	39	0	0		1					第二番係属中1、第一番係属中1、取下げ2	香川県
愛媛県	3	0	0		1					第一番係属中2	愛媛県
高知県	25	1	1				4			第一番係属中1	高知県
福岡県	10	4	4				2			第一番係属中1、第一番係属中2	福岡県
佐賀県	9	2	2				3			第一番係属中3	佐賀県
長崎県	5	3	3				1	1	1	第二番係属中1、第一番係属中1、取下げ2	長崎県
熊本県	8	1	1		2		3			第一番係属中1	熊本県
大分県	8	5	5				1			第一番係属中3	大分県
宮城県	0	0	0		2					第一番係属中2	宮城県
鹿児島県	10	4	4		2		2	1	1	第一番係属中2	鹿児島県
沖縄県	3	3	3		2		2	1	1	第一番係属中2	沖縄県
合計	854	261	242	10	8	1	228	21	30		合計

(2) 住民監査請求及び住民訴訟に関する調 (平成7年4月1日から平成11年3月31日まで)

① 都道府県分 < 都道府県分 >

区分	監査請求の件数							うち監査結果を出さず(合議整わず)
	うち取下げの件数	うち却下の件数	うち期間経過によるもの	うち財務上の行為でないもの	うちその他の理由のもの	うち棄却の件数	うち勧告を行った件数	
都道府県名	7. 4. 1~8. 3. 31	9	2		1	1	3	4
	8. 4. 1~9. 3. 31	15	8	3	3	2	7	
	9. 4. 1~10. 3. 31	7	6	2	1	3	1	
	10. 4. 1~11. 3. 31	7	5	3	2	2	2	
	計	38	21	8	5	8	13	4
北海道	7. 4. 1~8. 3. 31	37	1	24	7	8	12	
	8. 4. 1~9. 3. 31	45	3	27	13	9	15	
	9. 4. 1~10. 3. 31	35	1	22	9	8	12	
	10. 4. 1~11. 3. 31	27	1	14	2	7	11	1
	計	144	6	87	31	32	50	1
大阪府	7. 4. 1~8. 3. 31	4	3	3	1	2	1	
	8. 4. 1~9. 3. 31	14	5	1	2	2	4	5
	9. 4. 1~10. 3. 31	10	7	1	1	6	1	1
	10. 4. 1~11. 3. 31	13	6	2	2	4	6	1
	計	41	21	4	4	14	12	7
福岡県	7. 4. 1~8. 3. 31	3	1	1		1	2	
	8. 4. 1~9. 3. 31	3	2	1		2	1	
	9. 4. 1~10. 3. 31	4	1	1		1	2	1
	10. 4. 1~11. 3. 31	0	0	0				
	計	10	4	3	0	4	5	3
佐賀県	7. 4. 1~8. 3. 31	0	0	0	0	0	2	0
	8. 4. 1~9. 3. 31	1	0	0			1	
	9. 4. 1~10. 3. 31	2	2	1		1		
	10. 4. 1~11. 3. 31	6	5	4		1	1	
	計	9	7	5	0	2	2	0
長崎県	7. 4. 1~8. 3. 31	0	0	0				
	8. 4. 1~9. 3. 31	1	1	1	1			
	9. 4. 1~10. 3. 31	1	1	1	1			
	10. 4. 1~11. 3. 31	3	0	0			3	
	計	5	2	2	2	0	3	0
熊本県	7. 4. 1~8. 3. 31	2	0	0			2	
	8. 4. 1~9. 3. 31	1	0	0			1	
	9. 4. 1~10. 3. 31	3	2	2		2	1	
	10. 4. 1~11. 3. 31	2	1	1		1	1	
	計	8	3	3	0	3	5	0
大分県	7. 4. 1~8. 3. 31	2	2	1		1		
	8. 4. 1~9. 3. 31	0	0	0				
	9. 4. 1~10. 3. 31	4	0	0			4	
	10. 4. 1~11. 3. 31	2	1	1		1	1	
	計	8	3	2	0	2	5	0

区分	監査請求の件数							うち監査結果を出さず(合議整わず)
	うち取下げの件数	うち却下の件数	うち期間経過によるもの	うち財務上の行為でないもの	うちその他の理由のもの	うち棄却の件数	うち勧告を行った件数	
都道府県名	7. 4. 1~8. 3. 31	0	0	0	0	0	0	
	8. 4. 1~9. 3. 31	0	0	0	0	0	0	
	9. 4. 1~10. 3. 31	0	0	0	0	0	0	
	10. 4. 1~11. 3. 31	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	7. 4. 1~8. 3. 31	4	1	1		1	3	
	8. 4. 1~9. 3. 31	4	2	1		1	2	
	9. 4. 1~10. 3. 31	1	0	0			1	
	10. 4. 1~11. 3. 31	1	0	0			1	
	計	10	3	2	0	2	7	0
沖縄県	7. 4. 1~8. 3. 31	0	0	0			0	
	8. 4. 1~9. 3. 31	3	2		2		1	
	9. 4. 1~10. 3. 31	0	0					
	10. 4. 1~11. 3. 31	0	0					
	計	3	2	0	2	0	1	0
合計	7. 4. 1~8. 3. 31	169	1	27	19	48	77	16
	8. 4. 1~9. 3. 31	239	4	80	24	23	129	28
	9. 4. 1~10. 3. 31	240	4	96	32	40	122	18
	10. 4. 1~11. 3. 31	205	1	75	25	14	115	14
	計	853	10	345	81	147	443	76

(全国)

< 同・市町村分 >

区分	監査請求の件数							うち監査結果を出さず(合議整わず)
	うち取下げの件数	うち却下の件数	うち期間経過によるもの	うち財務上の行為でないもの	うちその他の理由のもの	うち棄却の件数	うち勧告を行った件数	
大分県	7. 4. 1~8. 3. 31	2	0	0			1	1
	8. 4. 1~9. 3. 31	3	0	0			1	2
	9. 4. 1~10. 3. 31	2	0	0			1	1
	10. 4. 1~11. 3. 31	4	1	1			3	
	計	11	1	1	0	0	6	4
宮崎県	7. 4. 1~8. 3. 31	0	0	0				
	8. 4. 1~9. 3. 31	4	1	1			1	2
	9. 4. 1~10. 3. 31	4	1	1			1	1
	10. 4. 1~11. 3. 31	2	0	0			1	1
	計	10	2	2	0	1	4	3
合計	7. 4. 1~8. 3. 31	3	0	0			3	1
	8. 4. 1~9. 3. 31	10	6	2	6		3	3
	9. 4. 1~10. 3. 31	2	0	0			2	2
	10. 4. 1~11. 3. 31	5	2	1			1	2
	計	20	8	3	7	9	9	6
合計	7. 4. 1~8. 3. 31	332	0	134	15	104	187	21
	8. 4. 1~9. 3. 31	424	0	94	16	56	284	46
	9. 4. 1~10. 3. 31	601	0	113	36	49	440	51
	10. 4. 1~11. 3. 31	656	1	174	30	99	454	36
	計	2,013	1	515	110	308	1,365	154

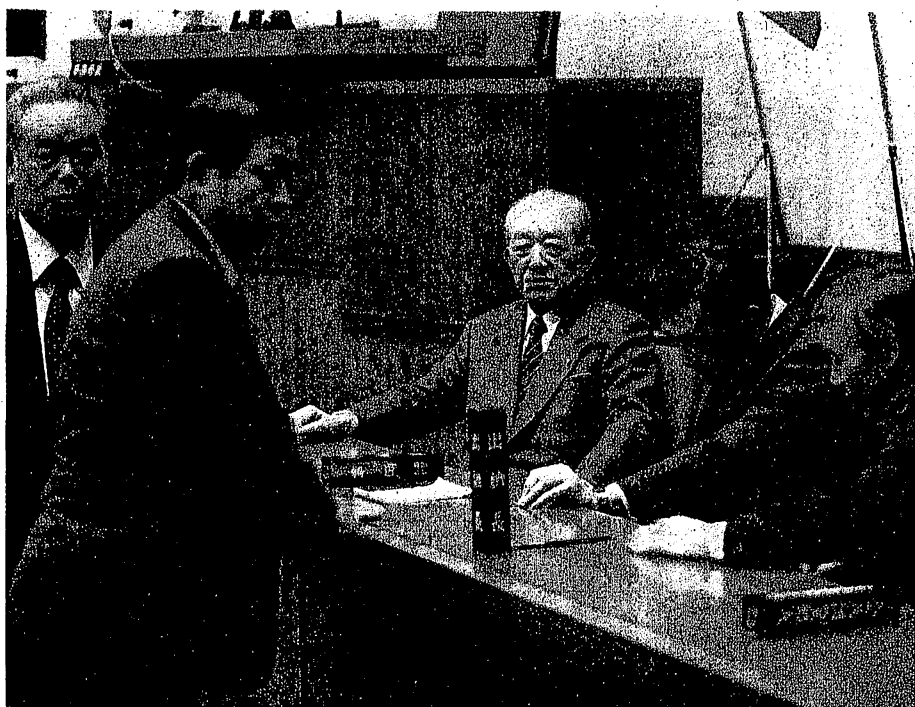
町村分

ウ 法第242条の2による住民訴訟が提起された場合(総括表)

都道府県	監査請求数	住民訴訟提起件数	監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合		議会の執行機関又は職員が法定の権限にない場合		議会の執行機関又は職員が法定の権限にない場合		議会の執行機関又は職員が法定の権限にない場合	法第242条の2第1項1号による請求	請求事項			訴訟結果		訴訟の係属状況等	
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会の執行機関又は職員が法定の権限にない場合	議会の執行機関又は職員が法定の権限にない場合	議会の執行機関又は職員が法定の権限にない場合	同条2号による請求	同条3号による請求			同条4号による請求	却下	棄却	一部勝訴	全部勝訴		
北海道	52	8	8	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	第二審係属中2、第一審係属中4
青森県	21	7	7	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	第二審係属中1、第一審係属中3、取下げ1
岩手県	10	5	5	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	第一審係属中5
宮城県	38	16	16	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	第一審係属中7、取下げ3、和解3、請求放棄2、廃止1
秋田県	15	4	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	第二審係属中1、第一審係属中1
山形県	9	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	第一審係属中2
福島県	19	6	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	第一審係属中3、取下げ1
茨城県	49	9	9	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	第一審係属中4、取下げ1
栃木県	17	6	5	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	第一審係属中1、第一審係属中4、和解1
群馬県	25	9	8	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	第一審係属中6、取下げ1
埼玉県	96	32	17	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0	最高裁判係属中1、第二審係属中1、差戻審係属中1、第一審係属中9、取下げ1
埼玉県	108	41	41	0	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	最高裁判係属中1、第二審係属中1、第一審係属中23、下げ4
東京都	196	46	38	0	0	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0	0	第二審係属中1、第一審係属中20、取下げ4
神奈川県	121	32	27	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	第二審係属中1、第一審係属中3、取下げ1、和解1
新潟県	25	11	9	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	第一審係属中3
富山県	2	3	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	第一審係属中5、取下げ3
石川県	11	8	8	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	最高裁判係属中1、第二審係属中1、第一審係属中1
福井県	17	7	7	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	第一審係属中7、和解1
山梨県	17	10	10	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	第一審係属中1、第一審係属中3、取下げ2
長野県	19	7	7	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	第一審係属中7、和解1
岐阜県	23	10	10	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	最高裁判係属中1、第一審係属中
静岡県	30	11	10	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	最高裁判係属中1、第二審係属中4、第一審係属中15、下げ2
愛知県	78	29	29	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	第一審係属中5、取下げ1
三重県	67	22	22	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	第一審係属中5、取下げ1
滋賀県	25	10	10	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	第一審係属中5、取下げ1
京都府	50	15	15	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	最高裁判係属中1、第一審係属中9
大阪府	153	35	34	0	0	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	最高裁判係属中1、第二審係属中2、第一審係属中18、下げ3
兵庫県	110	36	17	0	0	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	第二審係属中1、第一審係属中12、取下げ1
奈良県	43	9	9	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	第二審係属中1、第一審係属中7、取下げ1
和歌山県	86	4	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	第一審係属中3、取下げ1
鳥取県	4	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	第一審係属中3、取下げ1
島根県	10	6	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	第一審係属中1、第一審係属中5
岡山県	45	11	11	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	第一審係属中5
広島県	59	14	14	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	第一審係属中5
山口県	40	9	8	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	第一審係属中1、第一審係属中8、取下げ1
徳島県	33	7	7	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	第一審係属中2、第一審係属中2、取下げ1
香川県	64	7	6	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	第一審係属中1、第一審係属中6
愛媛県	26	11	11	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	第一審係属中2、第一審係属中3
高知県	28	7	6	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	第一審係属中8
福岡県	66	18	18	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	第一審係属中4
佐賀県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	第一審係属中2、第一審係属中12、取下げ1
熊本県	25	8	8	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	第二審係属中2、第一審係属中4
鹿児島県	33	9	8	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	最高裁判係属中1、第二審係属中2、第一審係属中1
大分県	11	4	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	第一審係属中1、第一審係属中2、取下げ1
宮崎県	10	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	第一審係属中1、第一審係属中2、取下げ1
鹿児島県	20	3	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	第一審係属中2、和解1
沖縄県	4	2	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	第一審係属中2、和解1
合計	2,014	567	509	15	8	7	7	7	89	26	63	421	57	74	5	8	

宮崎県 町長に対する違法契約締結に伴う損害 28,777,500円請求
 訴訟提起日 8.10.7
 訴訟の係属状況等
 第一審 9.10.31
 宮崎地裁 請求却下
 第二審 福岡高等裁判所
 宮崎支部
 10.7.17
 控訴棄却

劇迷走り迷走劇



知事の決意表明をめぐって知事席に詰め寄る自民党県議連の総幹会長(左から2人目)と相野県議(左端) 二七日午後十一時四十分、県議会議場

「シーガイア基金」可決

シーガイアを支援する基金創設案が最大の焦点となった県議会十八日開会した。購買歴二十五年のベテランがため息をつき

知事 3度頭下げ

混乱、審議尽くせぬ議会

攻防の舞台裏

【三ツツマヤからの激振を告げる機嫌】を聞き出した議員、支持派の議員を激しく攻撃する姿が、この日の議会の最大の特徴となった。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。

【三ツツマヤからの激振を告げる機嫌】を聞き出した議員、支持派の議員を激しく攻撃する姿が、この日の議会の最大の特徴となった。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。

【三ツツマヤからの激振を告げる機嫌】を聞き出した議員、支持派の議員を激しく攻撃する姿が、この日の議会の最大の特徴となった。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。

【三ツツマヤからの激振を告げる機嫌】を聞き出した議員、支持派の議員を激しく攻撃する姿が、この日の議会の最大の特徴となった。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。

【三ツツマヤからの激振を告げる機嫌】を聞き出した議員、支持派の議員を激しく攻撃する姿が、この日の議会の最大の特徴となった。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。

- 17日23時43分 本会議を再開、会期延長を決める
- 18日0時10分 商工建設常任委員会を再開
- 0時56分 高藤実美議長が同委員会議室入室
- 1時12分 高藤議長退室
- 2時37分 同委員会休会
- 2時57分 党議後、代議者会議
- 3時3分 議会運営委員会再開
- 3時20分 商工建設委員会再開
- 3時22分 松形知事が2度目の決意表明。「政治生命をかけてシーガイア再生と観光産業振興に取り組む」と発言

【三ツツマヤからの激振を告げる機嫌】を聞き出した議員、支持派の議員を激しく攻撃する姿が、この日の議会の最大の特徴となった。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。

【三ツツマヤからの激振を告げる機嫌】を聞き出した議員、支持派の議員を激しく攻撃する姿が、この日の議会の最大の特徴となった。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。

県議会下コメント

- 4時12分 同委員会が非公開で基金創設議案を全会一致で可決。付帯決議案を議員発議案とすることを決定
- 8時45分 議会運営委員会
- 9時15分 本会議再開
- 11時29分 基金創設議案を賛成多数で可決
- 11時39分 付帯決議案を賛成多数で可決
- 11時40分 知事が登壇。3回目の決意表明
- 11時42分 本会議閉会
- 12時 知事が記者会見
- 14時 フェニックスリゾートの海老原政徳、中村浩副社長が記者会見

同日 991219

県議会各派の声

【三ツツマヤからの激振を告げる機嫌】を聞き出した議員、支持派の議員を激しく攻撃する姿が、この日の議会の最大の特徴となった。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。

【三ツツマヤからの激振を告げる機嫌】を聞き出した議員、支持派の議員を激しく攻撃する姿が、この日の議会の最大の特徴となった。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。

【三ツツマヤからの激振を告げる機嫌】を聞き出した議員、支持派の議員を激しく攻撃する姿が、この日の議会の最大の特徴となった。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。

【三ツツマヤからの激振を告げる機嫌】を聞き出した議員、支持派の議員を激しく攻撃する姿が、この日の議会の最大の特徴となった。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。

【三ツツマヤからの激振を告げる機嫌】を聞き出した議員、支持派の議員を激しく攻撃する姿が、この日の議会の最大の特徴となった。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。

【三ツツマヤからの激振を告げる機嫌】を聞き出した議員、支持派の議員を激しく攻撃する姿が、この日の議会の最大の特徴となった。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。

【三ツツマヤからの激振を告げる機嫌】を聞き出した議員、支持派の議員を激しく攻撃する姿が、この日の議会の最大の特徴となった。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。

【三ツツマヤからの激振を告げる機嫌】を聞き出した議員、支持派の議員を激しく攻撃する姿が、この日の議会の最大の特徴となった。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。知事と議員との攻防が、議場の緊張を高めた。

県の60億円支出「不当」

シーガイア基金 住民監査請求へ

弁護士らが呼び掛け

シーガイア支援基金に県が六十億円を支出するのは不当な公金支出だとして、県内の弁護士らが二十七日、「住民監査請求をすすめる会」(仮称)を結成し、地方自治法に基づき住民監査請求に向けて具体的な準備に入るようになった。

「すすめる会」27日結成

成弁護士は「賛同者を広く募って県の不当性を追及し、事務所(0985・24・8880)と話している。問い合わせは宮崎市の中央法律事務所(0985・24・8880)へ。

昨年十二月県議会で、シーガイアを運営する第三セクター・フェニックスリゾートを支援する基金に対する六十億円の支出が可決されたを受け、日本科学者会議宮崎支部のメンバーらが中心となって問題点を話し合った。この中で①公益性がない②同社は一千億円を超す累積赤字を抱え再建の保証も不確か③などの理由から基金への公金支出は不当と判断、住民監査請求をする方向を打ち出していた。

「すすめる会」の結成は、弁護士、元大学教授ら約十人が呼び掛け人になり、二十七日午後七時から宮崎市中央公民館で行う。引き続き開く初会合で、請求の時期などを決める予定。監査結果などに不服があれば、住民訴訟を起す方針で、呼び掛け人の後藤好

宮崎日日新聞 2000年1月13日

シーガイア基金
一支援
シ支

住民監査請求しよう

反対の有志ら会設立へ

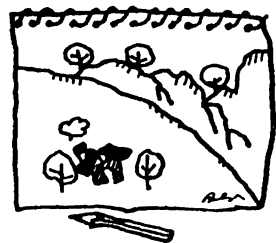
シーガイアを運営する第三セクター・フェニックスリゾートを支援するための県約六十億円の基金創設に反対する市民が二十七日、宮崎市で「シーガイア支援基金についての住民監査請求をすすめる会」(仮称)を設立する。「基金に疑問を持つ人は参加を」と呼び掛けている。

設立準備をしているのは、昨年十二月に日本科学者会議宮崎支部などが開いた市民講座で、基金創設に疑問の声を上げた人たち。弁護士らが名を連ねている。「県民の多数は公金投入に反対で、公金支出は不当」「県議会が県民の声を代弁せず基金創設を許した」などとして、住民訴訟

も視野に入れ住民監査請求することを昨年末に決めた。呼び掛け人の二人、後藤好成弁護士は「基金に拠出されていけばその返還を、拠出前であれば出さないような措置を求めることになると話している。準備を進めている一人の平野公孝日本科学者会議

宮崎支部長は「住民監査請求する理由はいくつもあるが、結局は県民が納得していない」と話す。住民自治の観点からも意見を言うべきで、その二つの手段が住民監査請求。ぜひ多くの人が参加してほしい」と呼び掛けている。

設立会は二十七日午後七時から、宮崎市浄土江の中央公民館大研修室で、問い合わせは同市の中央法律事務所(0985)(24)8880。



60億円出資 予想外の反発

シーガイア支援基金に住民監査請求

「県民の怒り広がる」

38市町村 草の根参加急速に

県がシーガイア支援基金に投入した問題で、基金に六十億円の公的資金を反対して住民監査を請求

した市民団体が十八日、県庁で記者会見を開き、基金に対して県民の怒りが広がっていることを強調した。

市民団体は「シーガイア支援基金に住民監査請求をすすめる会」(代表・後藤好成弁護士)・会見には会の事務局長を務めた五人が臨んだ。

後藤代表は、請求者数が当初の目的である千人を大幅に超える二千三百八十人で、県内三十八市町村に及んでいることを明らかにしたうえで、「反響の大きさに驚いている。短期間で呼びかけが広がり、草の根的な参加が急速に広がった」と予想外の運動の拡大を評価。「破たんしかけたシーガイアへの公金投入をより抑えるため、公正な審査をして六十億円を返還するよう県知事に働きかけたい」と訴えた。

また、請求参加呼びかけの中で、会に対して「ぜひに金を捨てるようなもの」「基金について住民投票を実施すべき」となると住民から意見が寄せられたことを披露。「県監査委員は三千人を超える請求者の重みを受け止め、公正な審査をして六十億円を返還するよう県知事に働きかけたい」と訴えた。

揺れるシーガイア支援。県が創設した基金に対する住民監査請求が提出された十八日、宮崎市はシーガイアグループ企業が経営するフェニックス自然動物園の買収を柱とする観光産業支援策を打ち出した。県の六十億円出資で「公益性がな」とする監査請求。高崎市もシーガイアの運営資金補助を目的とした出資は避けられた格好で、異なる対応となった。経営難の第三セクターに対する行政支援のあり方があらためて問われてきた。



「シーガイアは公益性がない」と訴える後藤代表(右)ら市民団体関係者

毎日(全国)000218

シーガイア支援
住民監査

請求人が1900人超す

税金投入に「県民の怒り」

宮崎市の大型リゾート施設・シーガイア支援を主目的とする基金に宮崎県が60億円を出資したことに対し、金額を県に戻すよう松形祐典知事に求めて住民監査請求する市民グループが17日、請求人が1904人に達したことを明らかにした。18日午後、宮崎県監査委員に請求するが、これほど多くの人が請求人となるのは極めて異例とみう。

市民グループは宮崎県内の弁護士や大学教授、医師らでつくる「シーガイア支援基金」に住民監査請求をすすめる会(代表・後藤好成弁護士)。1月27日に宮崎市で設立総会を開き、「出資には公益性がなく違法」として住民監査請求をすることを決定した。

住民監査請求は請求人の人数に制限がないため、同会は多くの県民に参加を求

めようと請求人を募集した。会には賛同する県民から電話や手紙などで「県の支援は焼け石に水」「税金の無駄遣いだ」など出資を批判する意見が相次いで寄せられた。とらえ。また請求人の集約は終わってわずか、同会は「最終的には2000人を超える可能性もある」とみている。

後藤弁護士は「基金への出資に対する県民の怒りがいかに大きいかを表している」と指摘。島根県市民オン・マン代表として住民監査請求や住民訴訟をしてきた鬼頭宏一・島根大法学部名誉教授(行政法)は

「住民監査請求は、いっしょでいわれる例が多く、驚かす。ほかの自治体の住民運動にも影響を与えている」と話している。

基金はシーガイアを経営する第三セクター・フェニックスリゾート社を支援するものが大きな目的。高崎県の田野広明・商売労働部長は「何もしないで金をとる」と批判している。

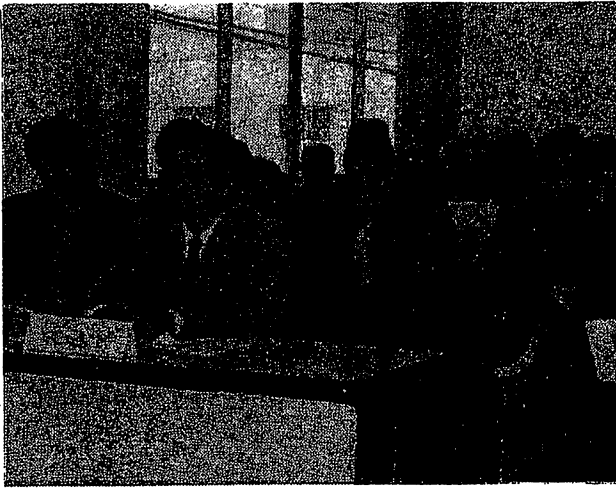
【宮田 伸一】

シーガイア基金

「県の支出は捨て金」

住民監査請求 市民ら違法性主張

宮崎市の大型リゾート施設「シーガイア」を支援する基金に、県が税金六十億円を拠出したのは違法として、市民グループが拠出金の返還を求めた住民監査請求の意見陳述が十四日、県庁で開かれた。代表の後藤好成弁護士ら八人が「シーガイアは観光振興施設に過ぎず、公益支出は公益性がない」と述べた。



意見陳述する後藤弁護士（左から二人目） 県庁で

後藤弁護士は、シーガイアは営業を続けるほど累積赤字が増える経営破たん状態にあり、捨て金になると指摘したうえで、「公益投入は『県の責任は出資の範囲内』とした県知事の公約に違反する。観光産業の振興をうたいながら、六十億円のうち五十八億円をシーガイアに支出するのは不公平だ」と主張した。

また、児玉武夫さん（三十二）は「県がシーガイアに投入した費用に対し、県民がそれだけ利益を得たかという『費用対利益』を検証すべきだ」と訴えた。事務局の木佐真文代さん（四〇）は県民から寄せられた

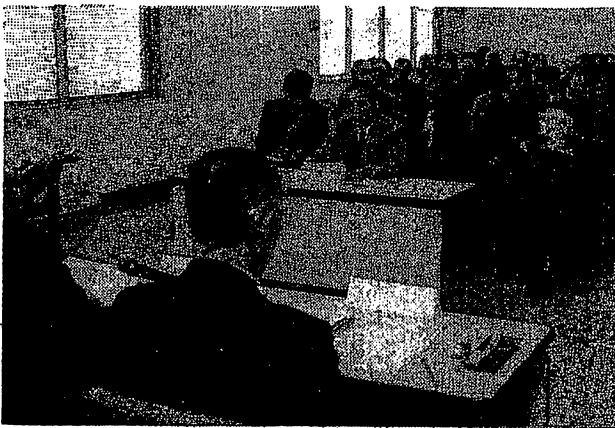
宮日 000315

シーガイア基金

「県民の半数以上反対」

監査請求 意見陳述 抛出不当性を訴え

「シーガイア支援基金」の宮崎コンベンション・ビル住民監査請求をすすめるユーローに支出した六十億円が、県監査委員に対し「県の返還を、松形知事に勧告するよう求めており、八人の請求人が意見陳述。コフェニックスリゾートに



公金支出の不当性を述べる後藤代表（正面前列） 14日午後、県庁

「公債は多く、公金支出は違法」「県民の半数以上が反対している」「教育、医療など他分野に税金の使い道がある」と訴えた。意見陳述には大石剛一郎、香月赫夫、由利英治（県議会議長）、坂口博美（同）の四監査委員全員が出席し、同会のメンバー四人も出席した。意見を参考し監査委員は来月十八日までに監査結果を出す。陳述の前に、同会代表の後藤好成弁護士が「地方自治法に定めた住民の権利を多くの人が行使したのは画期的なこと。県民の立場で厳正な監査を望みたい」とあいさつ。大石監査委員も「監査の参考意見として意見をうかがいたい」と話した。後藤代表はシーガイアに公益性がない根拠、累積赤字が増大する経営、県債残高が増えることが一企業に公金を拠出する不当性を十三項目の論旨を説明。「将来、倒産の可能性の高い企業に無償で公金を投入してどんな公益性があるのか。自治省の指針にも反し、他の観光業者とも不公平な施策だ」と述べた。ほかの請求人も「なせ県民世論が反映されないのか」「固定資産税や県の融資を滞納している企業に資金供与するのは企業セーフティネットを荒廃させる」「福祉、教育、医療も県民が困窮している状態に行政は支援すべきだ」と指摘した。同会は先月十八日、二千三百八十八人が署名して監査請求。このうち、県外在住者、未成年を除く千九百六十一人が請求人として正式に受理された。

シーガイア支援基金

経営3セクに25億円交付

財団法人宮崎コンベンション・ビューロー(理事長・塩見一郎宮崎商工会議所会頭)は二十五日、巨額な累積赤字を抱えてシーガイア

アを運営する第三セクターの第一勧業銀行が融資の一部を止めた影響で資金繰りが悪化し、県に財政支援を求めた。これを受けて創設されたのがビューローの基金で、県は六十億円を拠出してゐる。

二十五億円は、同社が二〇〇一年三月までの運転資金として補助申請した五十八億円のうち、今年三月までに不足する資金。残りは四月以降に審査、交付を予定してゐる。

これは当面の資金難は回避されたが、長、短期借入金残高が二千六百億円に上る構造的な問題はそのまま。このため、同社は主力銀行の第一勧業銀行をはじめ十七金融機関に債権の一部放棄を要請する方針を固めたが、要請に対する金融機関の対応が経営再建の焦点になつてゐる。



交付を受け記者会見する中村、海老原副社長(左から)

同社は昨春秋、主力銀行の第一勧業銀行が融資の一部を止めた影響で資金繰りが悪化し、県に財政支援を求めた。これを受けて創設されたのがビューローの基金で、県は六十億円を拠出してゐる。

二十五億円は、同社が二〇〇一年三月までの運転資金として補助申請した五十八億円のうち、今年三月までに不足する資金。残りは四月以降に審査、交付を予定してゐる。

これは当面の資金難は回避されたが、長、短期借入金残高が二千六百億円に上る構造的な問題はそのまま。このため、同社は主力銀行の第一勧業銀行をはじめ十七金融機関に債権の一部放棄を要請する方針を固めたが、要請に対する金融機関の対応が経営再建の焦点になつてゐる。

「フェニックスリゾート」会社再建へ全力

二十五億円の補助金交付を受けたフェニックスリゾートは二十五日、シーガイアで海老原政敏、中村浩司

副社長が記者会見した。中村副社長は冒頭、佐藤社長の「今回の支援に対しては私個人が責任を全うする」とのコメントを繰り返した。

二十五億円の使途は明言しなかったが、海老原副社長が「中身について(基金)と、県民の皆さんに親しく」との方針を示した。

定時株主総会の資料を二十六日から同社で閲覧することについて広報宣伝部長が説明した。閲覧には事前の連絡が必要で、土、日、祝日を除く午前十時から午後五時まで受け付けること。

閲覧の問い合わせ、申し込みは同社広報宣伝部(0905・21・1118)へ。

使途 審査会などで公開

交付を受け記者会見する中村、海老原副社長(左から)

中村副社長は冒頭、佐藤社長の「今回の支援に対しては私個人が責任を全うする」とのコメントを繰り返した。

二十五億円の使途は明言しなかったが、海老原副社長が「中身について(基金)と、県民の皆さんに親しく」との方針を示した。

定時株主総会の資料を二十六日から同社で閲覧することについて広報宣伝部長が説明した。閲覧には事前の連絡が必要で、土、日、祝日を除く午前十時から午後五時まで受け付けること。

宮日 000428

シーガイア運転資金

基金投入25億円
現在でも足りる

中野広明県商工労働部長は「三月までの運転資金の不足分として投入した二十五億円は、当面はやっていける状況にある。次期申請については経営状況を見ながら判断することになるだろう」と、当初来年三月までの二年間で必要としていた三十三億円の申請はしばらく行わないとの見通しを示した。

シーガイア基金

全県議44人に質問書

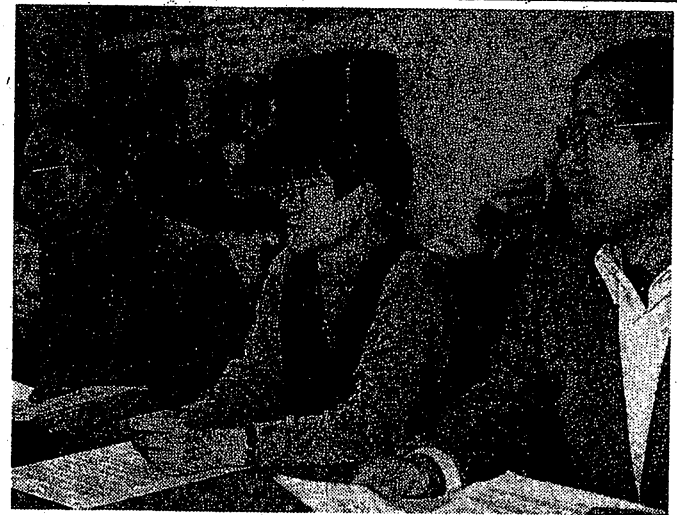
みやざき・市民「110番」への声反映

宮崎市の大型リゾート施設「シーガイア」を支援するため、県が創設した総額六十億円の基金について、「みやざき・市民オンブズマン」は四日、四十四人の県議全員に質問書を郵送した。「経営主体の第三者、フェニックスリゾート社の経営改組計画が出されないうちに基金設置に賛成した理由は何か」など十五項目。オンブズマンが昨年末に開設した「シーガイア県議会・聞きたいこと110番」に寄せられた県民の疑問を県議に伝えた。二十日まで回答するよう求めている。

この日、市民オンブズマンの神崎千香子代表らが県庁で記者会見を開き、明らかにした。アへの支援基金を賛成多数で可決した直後に開設し、受け付けた。寄せられた八十八件のうち、「基金に賛成」

シーガイア110番に寄せられた基金に対する意見

- 〈反対〉
- 県の税金を投入して来年以降、会社が成り立つとは思えない。(宮崎市・女性)
 - 不況のいま、一企業に公金をつぎ込むのはおかしい。いま投入しても、2、3年後はまた赤字だ。(日向市・女性)
 - 企業努力が足りない。情報公開がない。(門川町・男性)
 - 松形祐亮知事はシーガイア再建に「政治生命をかける」というが、「7期目は立候補しない」と明言している。むなしい決意としか聞こえない。(宮崎市・男性)
 - 1100億円以上の赤字を出したら、民間企業は倒産する。税金をつぎ込むなら、公務員の給料を減らして責任を取らせるべきだ。私のボーナスは前年より20万-30万円少なかった。(宮崎市・男性)
-
- 〈賛成〉
- シーガイアは必要だ。立て直すためにも、私たちにわかりやすく経営内容を知らせるべきだ。(都城市・男性)
 - 基金には賛成だが、シーガイアの上層部は責任を取るべきだ。(宮崎市・男性)
 - 郷土の発展のためには60億円を投入しなければならぬ。(都城市)



成り立たない、残り批判的意見があった。質問書は、こうした県民の声をまとめた。内容

容は「将来、再び県民に負担をかけることはないか」「基金は知事の公約違反にならないか」「宮崎交通などほかの企業とのバランスはどう考えるか」など。

110番に寄せられた声は文書に列記し、質問書に同封した。

神崎代表は「基金構想は突然、議案に出てきて、あつという間に決まった。県民は疑問を抱いている。県民の代表として質問にきちんと答えてほしい」と話していた。

.....

シーガイア基金の質問書について記者会見する神崎千香子代表(中央) 県庁で



フ社本部人員3割削減

経営改善計画 県が提示

施設料金大幅値下げ

国際観光と 県民サービス重視 来年度合併 県民サービス重視

県は16日、開会中の県議会審議委員会で、公的資金が投入された高崎市の観光センター「フェニックスリゾート」(佐藤博司社長、買本金三億円)が決定したシーガイアリゾートの経営改善計画案を示した。ファミリーパスポートの新設や一部施設の無料開放、さらには同社本部人員の約3割削減など、県民に配慮を要する内容を盛り込んだ。同社が中心となり、県内の経営改善委員会が策定した「フェニックス自然動物園の再建計画」も盛り込んだ。県は今年9月までに合併する「フェニックス国際観光」の連結決算で「2000年度(仮称)」の経営改善計画案を提示する。以下、(仮称)「国際観光」。

県民向けに打ち出された案では、オーシャン・ドームの年間パスポート(実行費二万円)をフェニックス自然動物園と共通にして大人五円、中学生以下二五円に値下げ。ファミリーパスポート二万三千円(大人二人、子供二人)を新設。アトラクションの内容も2000年度中に入れ替える。立体駐車場、多目的広場、フェニックス自然動物園プールを無料開放す

ホテル関係ではホテルオアシヤン5の県民料金を継続し、シャトルバス入会金(通行二十五円)を大幅に値下げする。県民の声を踏まえ「お客さまサービスセンター」を新設したり、ドーム内県民が利用できるステーションを設けるなど、県民に開かれた施設に転換を図る。県外客向けには、オーシャン・ドームの入場料を大人が四千二百円、小学生が二千二百円、中学生が千三百円に値下げする。また、県民に開かれた施設に転換を図る。県外客向けには、オーシャン・ドームの入場料を大人が四千二百円、小学生が二千二百円、中学生が千三百円に値下げする。また、県民に開かれた施設に転換を図る。

経営改善計画の主な骨子

- 【フェニックスリゾート社とフェニックス国際観光社との合併】平成12年度中の合併を目指す
- 【施設の新設】
 - ①ホテルフェニックスの増設
 - ②シーガイアホテルフェニックスの増設
 - ③フェニックス自然動物園の売却を当局中に要請
- 【県民に愛されるシーガイアづくり】
 - ①「お客さまサービスセンター」の新設
 - ②魅力あるプランと価格を設定
- ◆オーシャン・ドーム
 - ▽立体駐車場を4月から無料開放
 - ▽新県民料金を導入(4月1日実施)
 - ▽海水浴チケットを大人2000円、中学生1500円、小学生1000円
 - ▽年間パスポートを動物園の共通パスポートとし、4月から大幅に値下げする。ファミリーパスポートを新設
- ◆ホテルオアシヤン45
 - ▽フィットネス会費料金の大幅見直しを4月中に実施
 - ▽県民宿泊プランの継続実施
- ◆その他
 - ▽年2回、シーガイア全施設を挙げての「県民感謝祭」を開催
 - ▽動物園のプール無料開放を今夏から実施
 - ▽多目的広場は予約のない平日は県民に開放

黒字達成に多くの課題
今回のフェニックスリゾートの経営改善計画案は、県民に開かれた施設に転換を図る。県外客向けには、オーシャン・ドームの入場料を大人が四千二百円、小学生が二千二百円、中学生が千三百円に値下げする。また、県民に開かれた施設に転換を図る。

黒字達成に多くの課題
今回のフェニックスリゾートの経営改善計画案は、県民に開かれた施設に転換を図る。県外客向けには、オーシャン・ドームの入場料を大人が四千二百円、小学生が二千二百円、中学生が千三百円に値下げする。また、県民に開かれた施設に転換を図る。

明に立った中野正剛県議(岩瀬支部)は「県民サービス重視」を掲げ、中野正剛が中心となり、県内の経営改善委員会が策定した「フェニックス自然動物園の再建計画」も盛り込んだ。県は今年9月までに合併する「フェニックス国際観光」の連結決算で「2000年度(仮称)」の経営改善計画案を提示する。以下、(仮称)「国際観光」。

黒字達成に多くの課題
今回のフェニックスリゾートの経営改善計画案は、県民に開かれた施設に転換を図る。県外客向けには、オーシャン・ドームの入場料を大人が四千二百円、小学生が二千二百円、中学生が千三百円に値下げする。また、県民に開かれた施設に転換を図る。

長告 宮崎市 宮報

シーガイア経営改善計画骨子

「基金参加」満たさず

宮崎市の津村重光市長は十七日、市議会全員協議会でシーガイアを経営するフェニックスリゾートがまとめた経営改善計画骨子について「今後、金融債務への対応など抜本的な計画策定に早急に取り組んでほしい」と表明。同市が、県が創設したシーガイア支援基金への参加条件としていた「抜本的な改善策」にはあたらなとの考えを示した。

改善計画の内容は、同社幹部が十六日、津村市長に説明した。津村市長は全員協議会で、シーガイアの運転資金を補助する基金に拠出できる条件

だった。現時点で拠出の条件が整っているとは思えないとした。

同社がグループ施設のフェニックス自然動物園を同市に売却する方針を正式に示したことについて「売却の時期などは示されておらず、今後検討したい」と語った。

↑ 西日本 000318

← 宮日 000317

↓ 毎日 000318

シーガイア参加「当面見送り」崩さず

宮崎市は十七日開かれた市議会全員協議会で、シーガイアを経営する第三セクター・フェニックスリゾート社（佐藤棟良社長）から、同社の経営改善計画の骨子を報告されたことを明らかにした。

全員協議会で、津村重光市長は骨子について「多角

的な事項を盛り込んでおり一定の評価ができる」と述べた。しかし、公社支援を主目的に県の提唱で創設され、県から参加を求められている「国際コンベンション・リゾートみやまき振興基金」については「公社の経営責任の明確化、抜本的経営改善計画の策定がされていない」として、従来の「参加は当面見送り」の姿勢を崩さなかった。

また、骨子で公社側からフェニックス自然動物園（宮崎市）の買収要請の方針が明らかにされたことで、津村市長は「正式な要請を受けた上で、運営方法などを検討したい」と話した。

善表 改発 営子 社骨 計画

判断材料にならず

振興基金参加で宮崎市長

フェニックスリゾートの園の売却要請を含む経営改善計画の骨子の内容を津村重光市長に説明した。津村市長は骨子を「自助努力分

として立派な内容」と評価する一方、国際コンベンション・リゾートみやまき振興基金への参加については「あくまで抜本的な経営改善計画が前提」と、今回の骨子が判断材料にならないことを明らかにした。

同市は新年度から三カ年で展開する観光支援策の一つとして同動物園買収を挙げており、津村市長は「早急な話ではないだろうが、いずれ市の計画を踏まえた正式な要請が届くと願う」と言葉を示した。

【入江 直樹】

シーガイアグループ

4カ月で195人退社

大幅リストラ影響

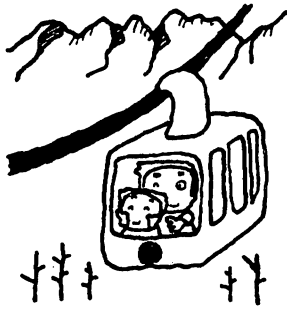
士気低下懸念の声拡大

高崎市のシーガイアグループが、給与カットなどを大幅にリストラ策を打ち出した昨年十月以降、四月月間で百九十五人の従業員が退社していることが、明らかになった。惣モーター・フェニックスリゾート(佐藤康良社長)とフェニックス国際観光(同)は二〇〇〇年度上半期に合併を完了しており、七月の時点で高崎外相会館の会場受け入れ先、サビス業務などについて人材は生命線となるだけに、社員は士気低下を懸念する声が強まっている。

同グループ広報宣伝部に「二月一日と比較すると百四十名減と、二月一日現在の社五人減少。フェニックス国際観光の給与二割カット、冬季ボーナスの見送りなど、大幅な減給のうえ、期三二〇〇年度分を合わせると百八十八人、昨年十一月と比べて百五十八人が退社した。人件費削減策を打ち出して百十八億円の運転資金不足を懸念する声が強まっている。」

同社の合併に向けて、経営リストラが着々と進む一方、従業員の退社は経営陣の手頭以上に進んでいる懸念があった。

従業員退社に報告。県は今年度上半期の二十五億円の赤字に交付するなど、経営悪化が深刻化していること、一部社員には退社の意向があった。



なめ、普通部品の従業員が退職部門の防壁にかりに仕入れの懸念もたひたひ懸念している。

グループの広報宣伝部は「外相会館への影響については、一部の大手ホテルに出向くなど、退社した社員が研修に励むなど、万全の態勢で臨む」と強調する。

約二百人の従業員で結成するシーガイアグループ・リゾートの活用をめぐり、本年度は約百億円の赤字を計上する見込みとされている。社員の退社が経営に与えた影響は、士気低下が最も深刻で、組合も経営改善計画を推進している」と語っている。

人件費10%減見込む

基金審査議事録で判明

県が公開

県庁十日 国際コンベンション・リゾートのみを

フェニックスリゾート幹部六人、事務局長として退職見込みが出た。七人が出社した。二〇〇〇年度の人件費について、基金の質問に「退職者による人件費で一九九八年度の二〇〇〇程度の減を見込んでいる」と答へた。二年以上の退職者には、退職金が支払われるが、(人件費への)影響は少ないと答へた。基金の質問に「退職者の退職金手当てについて、退職者一人当たり、退職金不足分を二、二十五億円を認めた。」

シーガイア支援基金参加

県が市町村に要請

シーガイア支援基金を主とする「国際コンベンション・リゾートみやぎ」を振興基金として、県が各市町村に基金参加を要請していったことが、十一日までに分かった。各市町村は概して「財政の中、拠出するかの判断が難しい」とみられ、県市町村振興協会(理事長・桜井哲雄延岡市長)の基金(一九九八年度末、総額約十七億円)から拠出する案も浮上している。

基金参加要請 9市長の反応

津村 重光 宮崎市長	基金参加は、金融債務の問題への対応を含めた経営改善計画策定と経営責任の明確化が前提。
岩橋 辰也 都城市長	全市町村に協力を求めるのなら、県で出す方がすっきりする。参加は極めて困難。
桜井 哲雄 延岡市長	基金の必要性は理解している。他市町村の動向を見て議会とも相談し、対応を検討したい。
北川 昌典 日南市長	サポートセンターなど特殊事情があるが、先走りはできない。全市足並みをそろえてほしい。
堀 泰一郎 小林市長	市民や議会の理解が得られないので、単独での予算化は考えていない。
山本 孫春 日向市長	当該自治体の宮崎市が対応を決めていないので慎重になる。各市の歩調をそろえることも大事。
山下 茂 串間市長	都井岬の宿泊施設の存続問題があり、取り組みが問われる。公益性を優先的に考えなければ。
黒田 昭 西都市長	何らかの支援は必要だが、本市への経済的効果を算定するのは困難。判断が難しい。
松形 良正 えびの市長	財政は苦しいが、本市の観光拠点に与える影響も大きい。各市の対応をみて方針を決めたい。

県側は、シーガイア関係にあり、要請は県市長会会長津村重光宮崎市長、九市、興基金の概要を説明、金額や期限は示さずに「基金の趣旨を理解して協力をお願いしたい」と要請した。

月末、市長選のあった日向市以外の八市を訪問。同振興基金の概要を説明、金額や期限は示さずに「基金の趣旨を理解して協力をお願いしたい」と要請した。

県の要請を受けた九市は、「シーガイアは大きな財産として存続すべきだが、市民や議会の理解を確保するのは難しい」と、単独での予算化は考えにくい。「支援の必要はあるが、(自治体)金を出すのは判断が難しい」と苦慮。「参加は極めて困難。単独でなく市長会が対応を考えると、(サマーセッション)の収益金から年四、五億円の配分を受け、各市町村が起債する際の貸付金や職員研修費のほか、最近は一リソート博覧会みやぎへの補助など、加する形にして、両会が出

リゾート基金に3億円

県市町村振興協が決定

県が創設した国際コンベンション・リゾートみやぎを振興基金への参加をめぐり、県市町村振興協会(理事長・桜井哲雄延岡市長)は二十八日、宮崎市内のホテルで理事会を開き、同協会の三億円の拠出することを決めた。リゾート基金には串間市以外に単独参加

を表明した自治体はなく、百億円規模の基金を見込んでいる県にとって、程遠い状況となっている。理事会には県内の市長ら十人が出席。「観光産業の発展は雇用の創出を波及させる。宮崎市など自治体には引き続き参加要請を続ける」と話している。

現在、「リゾート基金」の総額は県が支出した六十億円以外、企業や団体、個人から集まった九千九百九十九万九千三百円だけ。中野広明・県商工労働部長は「シーガイア以外にも宮崎交通など支援が必要な施設がある。宮崎市など自治体には引き続き参加要請を続ける」と話している。

「観光宮崎」 曲がり角

上

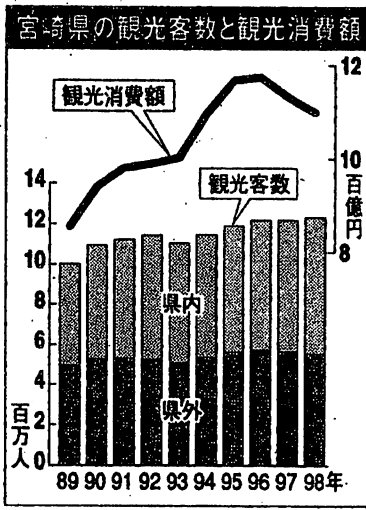
宮崎県の観光産業が転機を迎えている。長引く消費低迷と観光客の志向変化の影響で、象徴である大型リゾートは巨額の赤字にあえぎ、伝統的な大手企業も低迷している。全国有数の観光資源で二次産業の弱さを補ってきた九州の縮図でもある「観光宮崎」は再生できるのか。

大型施設の集客力低下

県は設立した基金から二十五億円の補助金を、大型リゾート施設「シーガイア」

（宮崎市）の運営母体の第三セクター、フェニックスリゾートに交付した。知事答弁は公的資金を支出する論理として、地域経済への影響を強調している。

「シーガイアの経済波及効果は周辺自治体にも及ぶ、観光PRの象徴としての存在価値は大きい」。六日、松形祐典・宮崎県知事は県議会本会議で改めて強調した。



「伝統企業」にも試練

県は設立した基金から二十五億円の補助金を、大型リゾート施設「シーガイア」(宮崎市)の運営母体の第三セクター、フェニックスリゾートに交付した。知事答弁は公的資金を支出する論理として、地域経済への影響を強調している。しかし、千億円を超え

る累積赤字を抱える同社は、補助金を受ける一方で、事業の大幅な縮小を避けて通れない。既に二つのホテルの売却・業態変更を決め、シーガイアの経営危機の全社員の給与二〇%カットも実施。雇用への影響も必

比較的单純なのに対し、複雑な波紋を投げ掛けているのが宮崎交通の不振だ。公園に植えたフェニックスを買ってほしい。宮交は宮崎市に、こんな支援を要請した。魅力づくり遅れる。同社は幹線道路のフェニックスの植樹や生駒高原のコスモス管理などを一手に担い、道路が雨で崩れた時には、自前の土木チームを組織して改修したこともあ

る。比較的単純なのに対し、複雑な波紋を投げ掛けているのが宮崎交通の不振だ。公園に植えたフェニックスを買ってほしい。宮交は宮崎市に、こんな支援を要請した。魅力づくり遅れる。同社は幹線道路のフェニックスの植樹や生駒高原のコスモス管理などを一手に担い、道路が雨で崩れた時には、自前の土木チームを組織して改修したこともあ

る。比較的単純なのに対し、複雑な波紋を投げ掛けているのが宮崎交通の不振だ。公園に植えたフェニックスを買ってほしい。宮交は宮崎市に、こんな支援を要請した。魅力づくり遅れる。同社は幹線道路のフェニックスの植樹や生駒高原のコスモス管理などを一手に担い、道路が雨で崩れた時には、自前の土木チームを組織して改修したこともあ

る累積赤字を抱える同社は、補助金を受ける一方で、事業の大幅な縮小を避けて通れない。既に二つのホテルの売却・業態変更を決め、シーガイアの経営危機の全社員の給与二〇%カットも実施。雇用への影響も必

比較的单純なのに対し、複雑な波紋を投げ掛けているのが宮崎交通の不振だ。公園に植えたフェニックスを買ってほしい。宮交は宮崎市に、こんな支援を要請した。魅力づくり遅れる。同社は幹線道路のフェニックスの植樹や生駒高原のコスモス管理などを一手に担い、道路が雨で崩れた時には、自前の土木チームを組織して改修したこともあ

る。比較的単純なのに対し、複雑な波紋を投げ掛けているのが宮崎交通の不振だ。公園に植えたフェニックスを買ってほしい。宮交は宮崎市に、こんな支援を要請した。魅力づくり遅れる。同社は幹線道路のフェニックスの植樹や生駒高原のコスモス管理などを一手に担い、道路が雨で崩れた時には、自前の土木チームを組織して改修したこともあ

る。比較的単純なのに対し、複雑な波紋を投げ掛けているのが宮崎交通の不振だ。公園に植えたフェニックスを買ってほしい。宮交は宮崎市に、こんな支援を要請した。魅力づくり遅れる。同社は幹線道路のフェニックスの植樹や生駒高原のコスモス管理などを一手に担い、道路が雨で崩れた時には、自前の土木チームを組織して改修したこともあ

「観光宮崎」 曲がり角

下

宮崎市青島町。一九六〇均時間は一時間半と短過ぎ年代には年間百万人を超える。滞留時間を長くする集客施設が必要だ」。組合幹り続け、九八年には八十万

人にとまった。中心だた九州、本州からの修学旅行がほぼゼロとなったのが響き、県内でもいち早く衰退した観光拠点である。その候補が「海をテーマにした施設」。青島にある

地域おこしの波 地道に

「点から面」が課題



宮崎市青島町では「海」をテーマにした観光施設構想も浮上している。宮崎公立大の響(もたい)昭吉教授(経済学)は「古墳や神話など地元根差した観光資源のPRに力を入れるべきだ」と指摘したうえで、「これらはそれぞれ独立し、県全体の観光浮揚にはつなげていない」と問題点を指摘する。例えば、交通インフラが、今は毎年一月の「師走祭」を中心にした観光拠点を結ぶ道路網は未整備で、ネットワーク化にはほど遠い。林道の拡充計画などがあるものの、自治体の支援は大型施設の救済に向きがちだ。今年七月に宮崎市で開かれる主要国首脳会議(沖縄サミット)の外相会合は「観光宮崎」をアピールする格好のチャンス。主舞台となるシーガイアの支援なども九州他県からの集客がに、新たな資源をどう育ていくか、自治体や観光業主流。大型施設の不振を補うにはまだ力不足といえ界にとって課題となる。

若手経営者らが結束 これまでも打ち出された活性化策の効果がないこと危機感を強めた地元の旅館、ホテルの若手経営者が立ち上がった。「青島街づくり事業協同組合」を九八年に結成、約三十人で地域振興策を詰めている。「観光客の青島滞在の平

め、県と市に提出する予定

だ。長引く不況や海外旅行への顧客流失など厳しい環境のもとで、官民とも大型のハード投資は難しくなっている。それを補うのが、地域が一体となり、その特色をソフトとして生かした観光拠点作りだ。地域おこしが観光振興に

に具体的報告書をまとめ、県と市に提出する予定

「点から面」が課題 結びついて成功している前長は「農村文化と都市文化の融合が人を引きつける」以上前からは有機農業の普及に努め、クラフト工業や陶芸の誘致・振興に取り組んできた。日本有数の照葉樹林の保護にも力を入れた。百済の王族が移り住んだ本格建築だ。村の観光案内標識は日本語とハンガルの併記。村民の訪問も多い。ほかにも高千穂町の神楽や椎葉村の平家落人伝説など、地域振興と観光が結びついた例がある。

九州の3大施設を点検

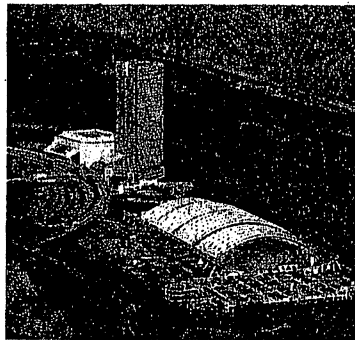
赤字一掃へ 楽観せず

ハウステンボス、シーガイア、スペースワールドの3施設を点検した。ハウステンボスは赤字一掃を目指しているが、楽観せず、慎重な対応が必要と見られる。

赤字一掃へ 楽観せず

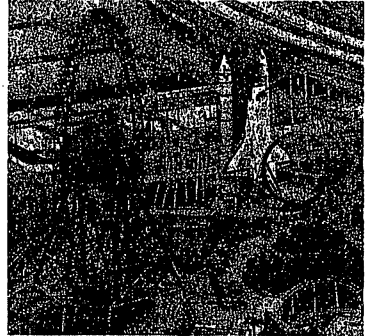
ハウステンボス、シーガイア、スペースワールドの3施設を点検した。ハウステンボスは赤字一掃を目指しているが、楽観せず、慎重な対応が必要と見られる。

テーマパークいまだ冬



シーガイア

「1999年度の業績は四百万円の赤字を計上する見込み」として、経営陣は厳しい見通しを示している。また、施設の老朽化や競争激化も課題とされている。



スペースワールド

「1999年度の業績は四百万円の赤字を計上する見込み」として、経営陣は厳しい見通しを示している。また、施設の老朽化や競争激化も課題とされている。

九州の3大施設は、それぞれ異なる経営戦略を採っている。ハウステンボスは、新規投資を抑え、既存施設の刷新に力を入れている。シーガイアは、地域との連携を強化し、観光客の増加を目指している。スペースワールドは、施設の老朽化を解消し、競争力を高めることに注力している。

「武家の商法」で失敗 マーケティング大切

「武家の商法」で失敗。マーケティングの重要性を説く。経営者は、顧客のニーズを把握し、適切な商品やサービスを提供することが成功の鍵であると指摘されている。

リゾート法 年々の果て

リゾート法の現状と今後の展望。観光業の不振が続く中、リゾート地は新たな魅力を創出し、観光客の回復を促す必要があるとされている。

県民・銀行の心痛めた 若い人が自主再建を

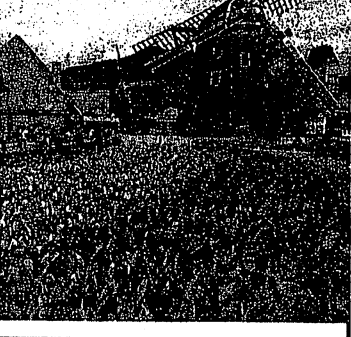
若い人が自主再建を。県民と銀行の心痛めた。経済危機の中で、若者が自立して事業を再開し、地域経済の活性化に貢献している事例が紹介されている。

学習型限界 音楽に転換

学習型限界。音楽に転換。新しいビジネスモデルや市場への参入が求められる中、音楽業界は新たな成長機会を捉えているとされている。

リゾート法 年々の果て

リゾート法の現状と今後の展望。観光業の不振が続く中、リゾート地は新たな魅力を創出し、観光客の回復を促す必要があるとされている。



ハウステンボス

ハウステンボスの現状と今後の展望。テーマパーク業界の競争激化の中で、ハウステンボスは独自の魅力を生かして生き残りを図っている。

景気回復期待が誤算 今後も「環境」は守る

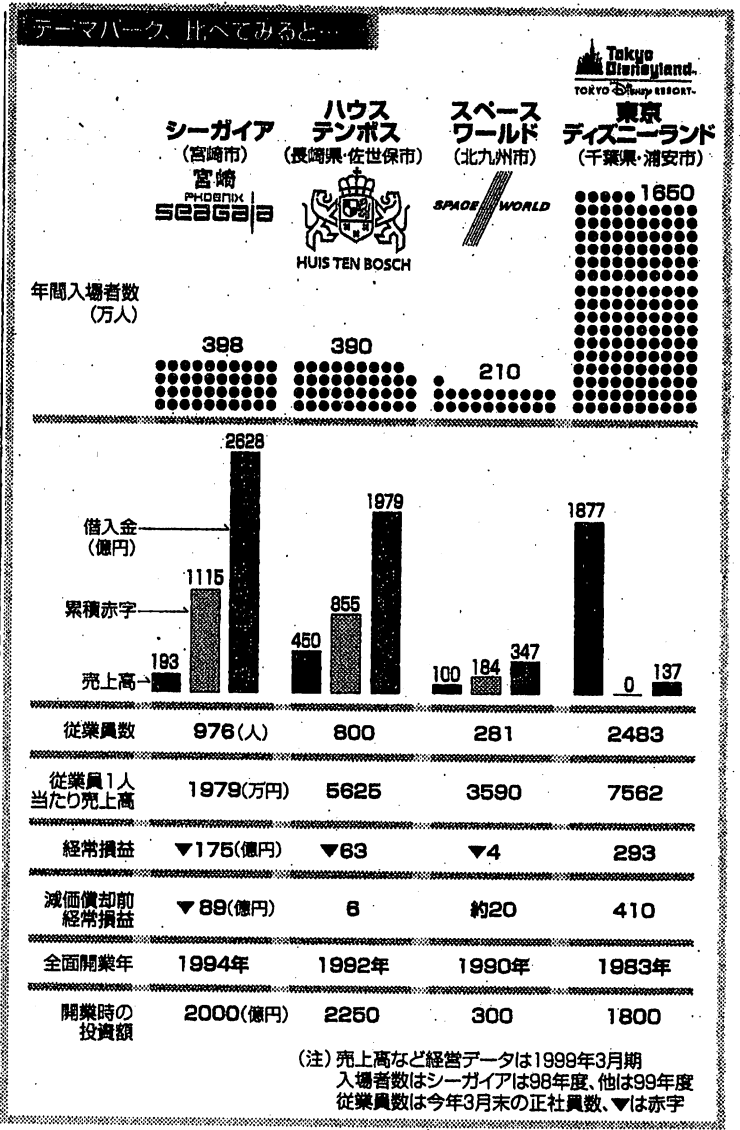
景気回復期待が誤算。今後も「環境」は守る。経済成長と環境保護の両立が求められる中、企業は持続可能な経営を推進している。

ハウステンボス

ハウステンボスの現状と今後の展望。テーマパーク業界の競争激化の中で、ハウステンボスは独自の魅力を生かして生き残りを図っている。



「夢」の施設 懐は厳しく



迫られる自力経営

テーマパークに込められた「夢」が、運営会社の経営難(こう)「現実」に押しつぶされ、大きな曲がり角を迎えている。「環境未来都市」を目指したハウステンボスの神近雄氏、「国際リゾート・コンベンション(会議)都市」を掲げたシーガイアの佐藤謙良氏。創業者社長の相次ぐ退任劇は、その象徴だ。リストにも債権放棄など金融機関の支援によって、再建は可能なのか。財務内容は、楽観を許さない。

(田中 雄一郎)

して立案された。検討が始まったのはバブル経済真っ盛りの一九八〇年代後半。投資額とともに、東京ディズニーランドを上回る千億円台へと膨らんだ。資金面で支えられたのが、大手銀行の大物バンクだった。佐藤氏は第一勧業銀行元頭取の故宮崎邦次氏と、神近氏は日本興業銀行元頭取の中山素平氏との個人的な交友をフルにいかし、巨額の資金を引き出した。

その銀行が、生き残りをかけて不良資産の処理を加速させる中、ふたりは退任へと追い込まれた。ともに「自主的に判断した。銀行の意向は関係ない」と強調する。しかし、毎年赤字を垂れ流しながら、先送りしてきた「法断」を今下した背後に、銀行の圧力があったことは想像に難くない。

第一勧業と興業はこの秋、富士銀も含めて経営を統合するといふ事情もあった。実力差 神近氏の「言」と引き換えに興業の債権放棄で累積赤字を解消し、銀行団から金利減免を受け、再建へと踏み出したハウステンボス。興業が自ら「最後の手段」とする債権放棄に応じた理由について、帝國データバンク福岡支店の江口一樹氏は「償却前経常損益が黒字だったから」と指摘する。

ハウステンボスの九九年三半期の経常損益は六十三億円の赤字。設備更新に備えた経費である減価償却費の六十九億円を引いた後の成績だ。ただ、減価償却費は利払い費などを過って社外

に支払わなければならない。企業が自由に使えるカネとなる。経常損益に減価償却費を差し引いた償却前経常損益が黒字であれば、企業は銀行からの新たな借り入れなしではやっていけない。金融再生委員会は、銀行が債権放棄に際する条件として、企業の経営責任の明確化とともに「放棄で再建のメドが立つ」とをあげている。債権放棄をした銀行はもう融資は行かず、他の銀行や企業からの融資も出資も期待できない。放棄後は企業が自力で経営していけることが放棄の条件となるが、その目安が償却前経常

損益の黒字だ。シーガイアを運営するフエニックスリゾート社も、第一勧業による債権放棄が有力視されている。が、実際は容易でない。同社の償却前経常損益は九九年三半期中で八十九億円の赤字。二〇〇〇年三半期は五十億円、二〇〇一年三半期も四十二億円の赤字にとどまる見通しだ。シーガイアの佐藤氏が社長を辞任しながら代表権のある会長にとどまったのは、「一定の経営責任を取った上で、銀行団との交渉や一段のリストアップをまとめるため」との見方がもつはらだ。

ハウステンボス再建

親和、福銀など15金融機関

支援枠組み固める

金利減免や返済猶予

長崎県佐世保市の大型リゾート施設「ハウステンボス」(HTB)に融資している福岡、福岡シティ、親和など九州の地場銀行を含む十五の金融機関は、日本興業銀行が二百億円を上限とする債権放棄を決定したのを受けて、同社の再建を支援するため、金利減免、返済猶予などを盛り込んだ金融支援の枠組みを固めたことが二十九日明らかになった。【3、7面に関連記事】

HTBは二十八日に創業者の神近義邦社長が辞任を表明、今後の経営への影響が懸念されていたが、金融団が支援で足並みをそろえたことで、再建に弾みがつきそうだ。支援するのは西日本、十八銀行などの地場金融機関と日本政策投資銀行、商工中金などで、借入金総額は合計約二千四百億円に上る。

枠組みでは、金利減免のほか、短期借り入れから長期借り入れへの借り換えや毎年の収益に応じた返済額を委ねる返済条件の緩和に配慮するなどしている。

関係者によると、金融団の支援は興銀の債権放棄の前提条件となっており、支援の枠組みで合意して各金融機関が「追加融

資なしで経営再建が可能」などと評価したことでも支援を促す結果となった。

神近社長から直接、支援要請を受けた福岡シティ銀行の四島司頭取は「興銀の債権放棄とわれわれの支援策は表裏一体。四月の取締役会で正式決定したい」と話し、

十八銀行や日本政策投資銀行なども「地元経済への影響が大きい施設であり、経営再建を後押ししたい」としている。

信用調査会社によると、HTBへの融資残高(一九九九年十二月末現在)は興銀が九百六十八億円▽日本政策投資銀行九十四億円▽親和銀行九十二億円▽十八銀行九十一億円▽福岡シティ銀行六十八億円▽福岡と西日本銀行が五十六億円などとなっている。



ハウステンボス インタビュー

インタビューに答える松田会長



松田HTB会長

神近イズム変わらぬ

経営面で、神近氏に問題があったのか。理想を追うあまり初期投資が大き過ぎたうえに、予想以上に不況が長引いた。早期の対策が必要だったのに、経営の見通しが甘く、手を打てていなかった。また、自分進力はやはり立派なもの。彼には生涯HTBと信頼する人間ばかりをの。彼には生涯HTBと

活用している面もあった。そこが彼の良い面でもあり、欠点。彼に苦言を呈する社員も少なくない。神近氏の今後の位置づけは、神近氏のアイデア、推進力はやはり立派なもの。彼には生涯HTBと

ともてありたいという念願もある。社長を退く以上、経営に関与はできないが、彼の良さは今後も生かしていきたい。

神近氏辞任で、どう変わるのか。神近イコールHTBのイメージがある以上、辞任は一時的にはマイナス

人員削減は考えず

だが、経営再建のために避けて通れぬ。今後理想を追い求める「神近イズム」は変わらない。しかし、利益を度外視して理想のみを追うやり方ではだめ。人間を公平に動かし、計画推進にあたっては多数の意見を聞くことも重視したい。

人員削減など、さらなるリストラへの懸念もあるが、合理的経営は今後も追求するが、人員的には現状を聞きたい。後任社長を興銀から受け入れる考えは、後任人事については全くの白紙だが、興銀から来たばかりの人に社長は務まらない。HTBの仕事が好きなのが最大の条件。四、五月ごろの取締役会で決定したい。

金融機関の支援と引き換えに神近義邦社長が退任することになった「ハウステンボス」(長崎県佐世保市、HTB)。経営をどう軌道に乗せていくのか、HTBの松田嶋一會長とメインバンクの日本興業銀行の岡本昂常務に聞いた。

岡本興銀常務

債権放棄に至った経緯は、三年前に決めた金融機関の支援措置が三月末で期限切れになるので、HTBが昨年暮れに次期経営計画をまとめ、金融機関の説得に回っていた。興銀には昨年暮れに二百二億円の債権放棄の要請があった。計画の妥当性を慎重に検討して、全面的に要請を受け入れた。債権放棄は興銀と

して究極の支援だ。社長辞任が支援継続の条件だったのか。条件ではないが、債権放棄を受ける企業は経営責任を取るのが慣行。二十五日にHTBに行き神

債権放棄究極の支援

神近人脈は貴重

近社長に債権放棄の方針を伝えた。神近社長から「責任をこつて社長職を退く」と聞かされた。HTBを残すために出処進退を明らかにする創業社長への強い意思を感じた。

これで支援打ち止めとの見方もあるが、今回の経営計画は、入場者数がこの先は横ばいという厳しい前提で、追加融資が必要ない内容になっている。短期間に金融機関の支援がほぼまとまったのも、HTBグループの再建計画が評価されたためだ。HTBは九州観光の中核。切り捨てては、金融機関みんなで支援を続ける。

後任社長人事や神近氏の処遇は、神近氏から社長辞任の考えを聞いたばかり。後任は経営計画を実践する重要なポストで、今、申し上げられる段階ではない。神近氏は経営者として責任を取るとはいえ、ゼロからHTBを作り上げた功績は創業者として天賦的。神近氏のノウハウやアイデア、人脈はHTBとしても貴重。いふんなことが考えられる。

県議に旅費返還命令

東京高裁「裁量権を逸脱」 逆転判決

朝日 000427

大阪府で一九九七年八月に開かれた「全国都道府県議会議員軟式野球大会」に新潟県議が公費で参加したのは違法として、新潟市民オンブズマン代表・大沢理尋弁護士が県議二十九人を相手取り、出張旅費の返還を求めていた住民訴訟の控訴審判決が二十六日、東京高裁であった。瀬戸正義裁判長は「オンブズマンの域を出るものではない、議会の裁量権を逸脱している」として、原告の請求を棄却した新潟地裁の判決を取り消して、県議に旅費や日当として支給された約二百五十万円の返還を命じる逆転判決を言い渡した。

野球大会をめぐっては全国市民オンブズマン連絡会議のメンバーが同様の訴訟を北海道、大阪、福島など七道府県で起しているが、控訴審判決は初めて。判決は都道府県議会の公務の範囲を目的や実態に合わせ、厳密に判断しており、議員活動のあり方にも影響を与えていた。

野球大会は国体開催地で四九年から続く行事で、七七年から開催自治体と全国都道府県議会議長会が主催している。瀬戸裁判長はまず、議会の裁量権について「尊重されるべき権利であるが、おのずから限界がある」として、公務としての派遣ではその目的、態様などが著しく妥当性を欠くときは違法となるとの判断を示した。

その上で、議員野球については国体を盛り上げることを目的として、議員がスポーツ振興策に役立つ度合いは極めて低い。特にほかの議員との交流の機会が設けられていない。また、派遣の目的、実態の行動などに照らして「議会の機能を果たすために合理的な必要性があると認められる」と結論付けた。

裁判の中で、オンブズマン側は「広い裁量権を認めれば公費の乱用に歯止めがかからない」と主張。県議側は「スポーツ振興にも有意義で議会活動の一環」と反論していた。昨年六月の新潟地裁判決は、参加は公的な側面があり、ほかの議員と交流できる貴重な機会」として、公務性を認める判断を示していた。

馬場潤一郎・新潟県議の「芸術鑑賞やスポーツの体験を通して政策論争を交わすのも公務で、これができなければ小粒な議員ばかりになってしまいます。私としては上告したいが、弁護士と相談して決める」と述べた。

福岡

教育委の県同教への人件費支出 教員派遣は教育ゆがめる 住民監査請求で口頭陳述



「県同教」への教員長期派遣の問題で口頭陳述をおこなう住民監査請求人ら=5日、福岡県庁

福岡県教育委員会が「長期 教育研究協議会」事務局に長「研修」を旨で、小・中・高校 期派遣していること違法との教諭十三人を民間の研究団し、人件費 年額約一億四千万円を支出差止めを求めた住民監査請求の第一回口頭陳述が五日、県庁でおこなわれた。

この日は、請求人ら四十人がつめかけるなか、藤原正義・元北九州大教授ら六人の請求人と、請求人代理人として林健一郎、梶原恒夫両弁護士らが陳述。県同教の実態の活動内容が「部落解放基本法」制定運動に参加するなど「解同」（部落解放同盟）の運動の一翼をなしていること、法的にも教育公務員特例法にもとづく県の長期研修規則からいえること、さらに事務報告書・旅行命令書などにもとじて、業務内容そのものが研修とは無縁であることを主張しました。

林弁護士は、今回の請求が「県費のたんなるムダづかいにすぎない」として、福岡県における教育を大きくゆがめる役割を果たしているところにある」と強調。梶原弁護士は、東京高裁が昨年三月に神奈川県・茅ヶ崎市の商工会議所への職員派遣について違法な公金支出を判断したこと、全国でも県同教への派遣を問題とする認識が高まっていることなどを紹介し、たまたま押しやめただけと陳述しました。

請求人は藤原、監査委員（四人の一人）松本啓行、県議にたいして、毎回の選挙で「解同」の推薦をうけたい

た経過から、自主的に辞退するよう申し立てを約しないまました。

住民監査請求は三月十六日に受理され、現在、八百八十人が監査請求人として登録。また請求人を結成し、資料冊子「みんなでおこえよう」（三十六、五百円）を発行しています。問い合わせは092（263）6007（植山）まで。

第三セクターの法的検証

1999年4月第1刷発行
定価：1,900円＋税

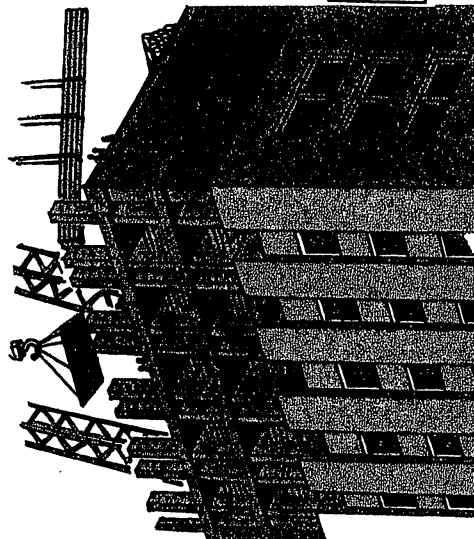
自治体研究社 編集 自治体研究社 印刷

第一部 破綻する第三セクター——自治体の責任と法的諸問題

- 第三セクターの破綻——その責任と改革 成瀬龍夫
- 第三セクターをめぐる法的諸問題 三橋良士明

第二部 第三セクターの法的検証

- チボリ訴訟 山崎博幸
- 一ツ葉リゾート開発(宮崎シーガルア) 後藤好成
- 東京臨海副都心関連第三セクター 前川雄司
- 日韓高速船の破綻 日井俊紀
- 泉佐野コスモポリス公金支出差止事件 笠松健一
- 国際文化公園都市訴訟 井関和彦
- 大阪市の三K問題 松本裕彦・川本正一
- 大阪府の主な開発型第三セクター(資料) 前川謙二
- 秋田県木造住宅問題 吉岡和弘
- 第三セクターの破綻処理と民主的統制 井関和彦・城塚健之・田窪五朗・松本七哉



第三セクターの破綻——その責任と改革

成瀬 龍夫
(滋賀大学)

1 “坐して死を待つ”の状況

地方自治体が出資した第三セクターの経営破綻が、各地で噴出している。

『週刊ダイヤモンド』誌(九八年八月二五日・二三日合併号)によれば、一九九八年半ばで「破綻・危険・訴訟」状況にある第三セクターは、全国で五五社にのぼっている。なかでも、リゾート開発や商業振興を名目に設立されてきた第三セクターの経営不振による赤字と債務の累積ぶりはすさまじい。会社自体の解散、清算に追い込まれるところが続出している。

朝日新聞社の調べでは、第三セクター方式のテーマパーク一七カ所のうち、一三カ所が採算割れの状態で、九五年度決算による累積赤字の総額は約二五〇億円にのぼっている。

温泉やゴルフ場、スキー場などの開発をめざしたりゾート型三セクで、現在までに経営が破綻し、事業の断念や解散・清算に追い込まれたところは、北海道芦別市の「星の降る里芦別」社運営のテーマパーク「カナディアンワールド」、同浦臼町の「ウラウス・リゾート開発公社」、青森県大鰐町の「大鰐地域総合開発」、新潟県小国町の「小国地域振興公社」、新潟県長岡市の「スペースネオトピア」、愛知県南知多町の「南知多リゾート開発」、滋賀県大津市の「瀬田川リゾート」、岡山県の「岡山空港開発」、同県の「多嶋海観光」、広島県呉市の「呉ポートピアランド」、長崎市の「長崎観光開発」などがあげられる。物産販売や商業ビルの経営を企図した第三セクターでは、秋田県の「秋田県木造住宅」、大分県別府市の「別府商業観光開発公社」などがある。

解散・清算に至らないまでも、経営再建のめどがないまま自治体財政からの大幅な赤字補填や救済融資で命脈を保っている、坐して死を待つ。の状況にある第三セクターは数多い。

こうした経営破綻に共通する問題点として「過大な初期投資」「杜撰な収支計画」「無責任経営」などが指摘されているが、いくつかのケースを取り上げてみよう。

芦別市の「カナディアンワールド」は、炭坑・露天掘りの跡地を開発し、「赤毛のアン」の世界を売り物にしたテーマパークである。閉山によって衰微する炭坑町からの脱却を悲願とした市は、「炭坑から観光へ」という国策に従って地域の産業構造の転換をはかろうとした。それに決定的はずみをつけたのが、一九八七年の総合保養地域整備法（リゾート法）の成立であつ

た。市は、これを初期投資の資金集めにフル活用し、また産業構造転換円滑化臨時措置法の適用第一号として、国や民間金融機関から約六〇億円もの融資を取りつけ、九〇年七月に「カナディアンワールド」をオープンさせた。

「カナディアンワールド」の経営計画では、年間入場者数三〇万人が採算ラインであったが、開業翌年の九一年に目標の九〇%にとどいただけで、以後は激減し、九七年には目標のわずか二三%となった。市議会は九四年六月、借入金六〇億円のうち民間金融機関からの四六億円について市が年間三億円ずつ肩代わり返済することを決めたが、経営状態は悪化の一途をたどった。議会から事業継続によって赤字がますます増大することを危惧する声が強まったが、市長は民間金融機関との約束を盾に事業継続方針を変えず、市議会はついに九八年度予算での二億数千万円の肩代わり返済案を否決した。九八年四月に市が実施した市民アンケートでは、七〇%が「カナディアンワールドの経営を断念せよ」と答えている。

芦別市の「カナディアンワールド」は、産炭地の産業構造転換という国策に沿い、国がリゾート法まで制定して煽った開発事業であったこと、事業が失敗すると国の支援はなく、市民の税金による借金の穴埋めを余儀なくされていること、市側の固執する事業の継続理由が、経営再建の見通しと関係なく、もっぱら融資を受けた民間金融機関の救済だけになっていること、この巨大赤字プロジェクトで唯一利益をあげたのは東京の企画会社とゼネコンだけであったこと等々、まさにリゾート型第三セクターの本質的な問題を浮き彫りにする例である（高杉晋吾「崩

壊した赤毛のアン『テーマパーク』、『週刊金曜日』二三八号、九八年一〇月九日号、参照)。

別府市は、一九八四年に地元の商工会議所や銀行とともに共同出資して「別府商業観光開発公社」を設立した。同公社は、総事業費約九三億円で商業ビルを建設したが、市が金融機関と結んだ損失補償契約によって総事業費のうちの約六八億九〇〇〇万円を借り入れた。しかし、テナント区画が埋まらず初年度から赤字続きとなった。九三年には市が商業ビルの土地を約二二億六〇〇〇万円で購入したが、公社の経営状況は好転しなかった。結局九八年三月末時点で負債総額は約七一億三〇〇〇万円、金融機関からの借入金残高は約四七億一七〇〇万円に達し、返済の一部が滞納する事態となるに至って、市は公社の解散を決めた。初期投資が過大で収支見通しもきわめて甘かったこと、問題解決を無責任に先送りして傷口を広げてきたこと、などが誰の目にも明らかなケースである。別府市は、ビルの身売り先を探しているが、今後にも多額の債務負担が残ることは確実である。これなどは、自治体出資の第三セクターとして「過大投資・杜撰な計画・無責任、破綻の三要素揃った典型例」とされている(前掲、『週刊ダイヤモンド』誌)。

第三セクターとして消費者被害を発生させ、それに対する責任を曖昧にしようとしている点で別の無責任の典型は、「秋田県木造住宅」である。消費者を被害に巻き込んだ第三セクターの事例は珍しいが、秋田県が肝いりで出資しかつては副知事が会長もしていた同社が千葉県で展開した住宅販売では、販売された住宅約一七〇〇戸の一部に欠陥があったことから訴訟事件

が起こっている。しかし、秋田県は、責任回避に終始し、現在では「人道主義」的立場からと称してわずかな額の補償でお茶を濁そうとしている。

第三セクターの破綻がひろがるにつれて、当該自治体の住民のあいだでは、そもそも自治体が出資する必要のある事業であったのか、どうしてこのように杜撰な計画が立てられたのか、役員や職員を派遣しながらなぜ経営状態をチェックできなかつたのか、さらには自治体は公金を支出してまで破綻処理の責任を負わなければならないのか、出資を決めたり、経営破綻を防止できなかった自治体の首長や幹部の責任はどうなるのか、などへの疑問と批判が高まっている。

以下では、それらの点を検討しつつ、第三セクターをいかに地方自治にふさわしい民主的コントロール下に置くか、改革の課題を提起してみたい。

2 事業に公共性と公益性があつたか

まず問わなければならないのは、上述のような事業は地方自治体が果たして手を出す意味があつたのか、すなわち事業に公共性・公益性があつたのかという点である。

地方自治体の出資行為は、地方自治法によって認められているが、公共団体としての出資はあくまで何らかの行政目的の実現をはかろうとするものである。したがって、そこには明確な

公共性と公益性が存在しなければならない。公共性とは、自治体の出資行為が内容的に公益性があること、手続き的に違法性がないばかりか、議会や住民に十分な公益性の説明がなされ合意のあることである。公益とは、地域社会あるいは地域住民全体の利益という意味であるが、通常「公益事業」が「公共の利益に関係し、公衆の日常生活に不可欠の事業。鉄道・電信・電話・水道・ガス・電気などの事業」(広辞苑)の意味であることを想定すればわかりやすい。

上述のリゾート開発や商業ビルの経営といった事業は、果たして住民全体の利益に関係し、かつ住民の日常生活に不可欠といえるものであったであろうか。

先に触れた「別府商業観光開発公社」に関して、市の広報では、「行政が商業テナントビル経営に手を出してもうまくいくはずがなく、モチはモチ屋でそのみちの女人にまかすべきではなかったでしょうか」などと、他人事のような弁明をしているという(週刊ダイヤモンド)前掲。

「秋田県木造住宅」の場合、秋田杉は日本三大杉の一つとして名高く、秋田県当局は地場産業振興の視点からその県外輸出に取り組もうとした。当初意図したこうした事業目的にまったく公益性がなかったとはいえないが、実際の事業は秋田杉の輸出よりも宅地造成と住宅販売という単なる不動産開発事業に変質し、経営も県当局の責任ある関与が薄れ、不動産会社のやりたい放題にまかされてしまった。事業内容と経営体制が変化し始めた時点から、県の出資を隠れ蓐にした私営営利事業に変質したといつてよいであろう。

他にも、岡山県が、「県民に健康的な余暇の場を提供する」と称してゴルフ場や研修保養施

設を経営するために出資し、経営赤字で累積損失約七億二七〇〇万円、「余暇の場」どころか約九七億円という巨額の借金を残した「岡山空港開発株式会社」、神奈川県が筆頭株主となり、副知事が初代代表取締役役に就任し、累積赤字六三億円を出し、県が手を引くことを検討中のパソコン通信サービス「ケイネット」など、自治体がバブル経済に踊らされて「儲かる話」に手を出しただけ、としか思われぬようなケースは枚挙のいとまがない。

以上のような三セク事業の公共性・公益性を問う点で注目されるのは、岡山チボリ事件で下された裁判所の判断である。チボリ事件での岡山地裁の判決は、県が公金を支出し職員を出向させていたテーマパーク「チボリ・ジャパン」に関して、「チボリ・ジャパン」は遊園地経営を目的とする営利事業であつて、公共性が乏しく自治体がなすべき事業ではない、とした。テーマパークのような三セク事業がその性格から見て公共性が乏しく自治体がなすべき事業でないことを明確に論断したケースとして注目される。この判決の影響は大きく、宮城県などは、「第三セクターはあくまで私企業で、公務員が在籍するのは好ましくない」と判断し、県職員を引き上げる措置をとったほどである。

もう一つの問題は、なぜリゾート型や商業型三セクの事業がおしなべて過大な初期投資と拙劣な計画になってしまったのかという点である。実はこの点に、単にバブル経済に踊らされただけとはいえない問題がある。リゾート型第三セクターの大半は、自治体のほかに銀行等の民間金融機関とゼネコンが出資の主要メンバーを構成している。ゼネコンにとっては、たとえ三

セク事業の経営見通しがどうであろうと、出資によって巨額の「箱モノ」施設の建設を受注することができれば、そのことが利益となる。銀行も出資によって事業を受注するゼネコンに融資する関係をもつことができれば利益を上げることができる。すなわち、「三セクのもうけで配当を当てにするのではなく、ゼネコンは三セクからの工事受注、銀行は三セクへの貸し付けで利益を上げようとした」(日本経済新聞、九八年三月八日付)わけである。

したがって、銀行やゼネコンにとっては、三セクの初期投資は大きければ大きいほどよく、年間利用者数といった事業の経営見通しはこれもまた正確かどうかといったことより、大きければ大きいほどよいことになる。もちろん銀行やゼネコンにとつても経営見通しにまったく無関心ではいられないであろうが、赤字が累積し、経営不振に陥った場合に自治体が債務保証する約束でもあれば、もう怖いものなしである。実際、経営破綻が生じた第三セクターでは、自治体が銀行側に債務保証の念書を入れていたケースがいくつも浮かび上がっている。六二〇億円の借金を残して破綻した大阪の「泉佐野コスモポリス」の場合、五五〇億円を貸し付けた銀行団に大阪府側が知事名義等で何通かの念書を入れていた。このために、大阪府と泉佐野市は三セクの土地を一四二億円で買い戻して銀行への返済にあてるといった方法をとった。これは、府民の税金で銀行救済は許せないという大阪府民の大きな怒りを招いている。

3 具体的であるべき事業の公共性・公益性

ところで、従来、第三セクター事業を推進・擁護する自治体関係者や一部学者からは、第三セクターはそれ自身営利事業体であっても、事業の効果に地域振興という公共性や公益性があればよいではないか、と主張されてきた。「ポイントは一つ一つの経営体でみていくか、都市全体でみていくかということです。経済性と公共性は一つ一つの会社でみれば対立しますが、しかしその対立のなかで最適体系とか最適選択を追求するだけの経営責任はある」(シンポジウム「都市経営・第三セクターを考える」での高野昇三氏の発言、「住民と自治」一九九二年五月号)といった論法がそれである。

しかし、抽象的に「地域の活性化」とか「地域経済の発展」といつても、事前に地域振興の具体的な目標、効果を示して、出資事業の公共性や公益性の内容を具体的に明らかにしたり、経済性と公共性を調整する経営責任とはいかなるものかを制度的に明確にしないと、単に世間の疑問、批判をかかわすだけになってしまう。

その点で注目されるのは、京都府と京都市が出資した「京都駅ビル開発」に関する京都地裁の判決(九六年三月)と、山口地裁が違法判決(九八年六月)を下した下関日韓高速船事件である。

京都地裁は、「第三セクターへの出資が、公共性、公益性にかなうか否かの判断は首長の広

「幅広い裁量にゆだねられている」との判断を下した。京都駅ビルは、駅舎部分がビル全体のわずかな部分を占めるに過ぎず、外来百貨店の店舗機能を主とし、実質的には私性格の強い商業施設である。地元商店街への影響や古都京都の景観破壊につながることを危惧した住民の訴えに対して、京都府と京都市は「地域の活性化」といった抽象的な説明に終始し、事業の具体的な利益、不利益の説明を一切避けてきた。地裁判決は、事業の公共性や公益性を具体的に吟味せず、その判断は自治体の首長の幅広い裁量にゆだねてよいとした点で悪例を残すものである。

他方、日韓高速船事件で山口地裁は、営業不振で設立後わずか一年四ヵ月後に運休した第三セクター「日韓高速船」の負債処理のため下関市が支出した補助金に公益性がなかったことを認めた。同判決文が、「補助金の交付と、これによる下関市住民の福祉の増進という公益性の存在との間には因果関係を肯定し得ないところであつて、公益性の要件は満たされておらず、したがつて、違法である」としたことは、破綻処理のあり方にひきつけたものとはいえ、抽象的な公益性の議論を排し、住民の利益との明確な因果関係を判断基準にしたものとして重要である。

自治体が出資して民間と共同で行う事業について、自治体はその公共性や公益性を具体的に明らかにして、議会と住民に十分説明しその合意を得る義務をもつべきであろう。この点で参考になるのは、アメリカのPPP（公民パートナーシップ）による都市開発事業である。そこでは、「確実な公共的な意義がある場合」にだけ事業が行われ、しかもこの場合の「公共的利益」

とは、一般的な「都市の成長」とか「経済開発の推進」とかではなく、「都市内の経済衰退地域の再生や低所得者層の雇用の確保、アフォーダブル住宅の供給、生活環境の悪化防止などの具体的な課題を意味する」（『都市開発を考える—アメリカと日本』岩波新書）とされている。これまでわが国のリゾート開発や都市再開発のように、「地域経済の発展」とか「地域の活性化」といった抽象的な理由で三セクが設立されてはならない。

4 破綻処理と自治体の責任をめぐる問題

自治体の第三セクターに対する破綻処理策を見ると、次のような問題が指摘される。

第一に、その方法は以下に列挙するようにさまざまであるが、公金を投入して赤字の補填や債務の肩代わりを行い、納税者住民に被害をしわ寄せしていることである。

- ・第三セクターが保有していた土地の自治体による買い上げ（典型例は「泉佐野コスモポリス」）
- ・第三セクターが保有していた施設の自治体による買い取り（日光リゾート開発）
- ・債務を国と自治体、民間で処理し、新たな三セクで事業を継続（苫小牧東部開発会社）
- ・自治体の補助金による債務の直接的穴埋め（戸別市第三セクター「星の降る里菅別」）
- ・自治体による赤字三セクへの資金貸付（大阪市の「アジア太平洋トレードセンター」「湊町開発センター」「大阪ワールドトレードセンタービルディング」）

- ・固定資産税相当額の補助や市有地貸付料の免除（呉ポートピアランド）
- ・事業の経営移管や吸収・合併による赤字三セクの救済（東京テレポートセンター）

いずれのかたちにして、住民の税金投入によるこのような破綻処理スキームは、納税者被害の発生という本質をもち、住民からの根本的な批判を免れることができない。最近の日韓高速船事件の判決文も、納税者被害の重大性に触れ、「下関市住民にとっては…八億四五〇〇万円もの巨額の税金が、直接、間接いずれを問わず、住民の福祉の増進のために使用されないまま失われるはめになった結果がもたらされたも同然であり、これにより、納税者たる同市住民の被った損失は、決して看過し得ない」と厳しく指摘している。

しかし、自治体は何故に次々と公金を投入してまで再建見通しのない三セク事業を維持したり、債務処理を引き受けたりしているのであろうか。その理由としては、共同出資した民間金融機関になんらかのかたちで債務保証や損失補償契約をしている可能性が高いと考えられる。首長と議会が、結果の重大性をかえりみず、安易に債務保証や損失補償を認めていたり、議会も知らない「密約」がなされ、「泉佐野コスモポリス」の例のように、経営破綻の表面化とともにその存在が表に出てくる場合がある。自治体の債務保証がなければ、三セクの破綻処理スキームは大きく変わってくるはずである。

第二に、巨額の赤字や債務の累積、あるいは倒産といった事態に対して、出資団体である自治体や銀行などは誰も真面目な経営責任をとろうとせず、責任のなすりあいしかしていない。

出資を決定し、三セク会社の経営にも役員としてかかわった自治体の首長や行政幹部の責任は大きいですが、誰ひとり経営責任を明らかにせず、これといった具体的責任もとっていない。反省するどころか、経営再建の見通しもないまま事業の継続に固執する幹部が少なくない。

破綻した三セクを抱える自治体の議会では、破綻の後始末をめぐる議論はなされても、破綻の原因を徹底的に解明して首長や幹部の責任を真剣に問う例はほとんど見かけない。とりわけ債務保証や損失補償契約を行った関係者の責任は重大であり、徹底的に責任の追及がなされるべきであろう。芦別市や下関市のように、責任を感じた市長が選挙で立候補を取りやめて交代した例があるが、後継者は前市長の方針を基本的に引き継いでおり、市長交代で政治責任が明確にされたともいえない。

5 改革の方向と民主的コントロールの課題

経営破綻の原因や責任を明確にせず、住民に巨額の負担だけ負わせている第三セクターに対して、民主的で抜本的なコントロールを確立することが急がれている。

新聞等のマスコミも、「議会も、首長と自治体をきちんと監視してもらいたい。決算はもちろんのこと、第三セクターの役職員の報酬、事業の将来性、民間への影響など調査すべきことは少なくない。住民も神経をとがらせてチェックしないと、最後の負担がかかってくる。…

自治体は第三セクターの総点検を急ぎ、結果を公開すべきだ」(朝日新聞社説「第三セクターの総点検を」九八年二月一六日付)、「危機にある第三セクターにいま必要なのは、事業の採算性、計画の妥当性について総点検し、抜本的な見直しを図ることである」(読売新聞社説「第三セクター事業の総点検を」九八年八月二七日付)、などと、三セクの総点検を呼びかけている。

第三セクターを抱えるすべての自治体は、こうした呼びかけを真摯に受け止めて、三セクの総点検と議会や住民に向けての情報公開に早急に取り組むべきであろう。

さらに今後、安易な出資や杜撰な事業計画、外部からのコントロールのおよばない秘密主義的な経営などを発生させないために、次のような課題に取り組んで第三セクターに対する民主的コントロールの体制を構築すべきと考えられる。

自治体は、情報公開条例を制定して、出資法人に関しても情報公開の実施機関もしくは準実施機関とすること。出資率による情報の開示・不開示の線引きを行なわないこと。

自治体は、出資の目的と基準、経営責任、債務の処理方法等を規定した出資条例を設け、条例にもとづかないいかなる出資も行わないこと。

出資先の借入金や経営赤字に対する債務保証、損失補償は原則として行なわないこと。

出資して行なうことのできる事業に関しては、「確実な公共的意義」のある場合に限ること。自治体は、事業によって生じる住民の利益・不利益を具体的に事前ならびに途中で示す義務を負うこと。

第三セクターに関する設立、運営、改廃等を恒常的に審査するために、議会に常置の委員会を設けること。

三セクの杜撰な計画や放漫な経営を議会や住民がチェックできなかったのは、三セクが自治体から独立した法人組織であるために、情報公開がまったくかあるいは不十分にしかなされてこなかったためである。したがって、まずは三セクに対する自治体の情報公開制度の整備が求められている。地方自治法では五〇%以上の出資先については首長の議会報告義務、二五%以上については監査対象となることなどを定めているが、二五%以下の出資については法的義務は何もない。自治体のなかには意図的に出資比率を抑える例が少なくない。

茨城県、川崎市、津市では、出資比率にかかわらず全社について経営情報を「原則公開」としている(読売新聞、九八年四月二七日付)が、多くの自治体は、三セクの役員を務める幹部が「私人の立場で参画しているから」とか「一株主の判断で公表できない」といったさまざまな口実で拒否したり逃げたりしているのが実態である。

こうした状況をあらためさせるには、自治体に情報公開条例を制定もしくは拡張させることによつて出資団体のすべてを情報開示の実施機関と定めることが必要である。地方自治法が出資比率による線引きをしているので、これによつて出資比率五〇%以上や二五%以上のものだけを公開の対象とする自治体も出始めているが、先にのべたように、自治体が意図的に出資比率を二五%以下に低くすると実効性がない。こうした抜け道を防ぐには、出資比率だけでなく、

自治体が役職員を出向、派遣をさせるものも対象に入れたり、情報の開示を行わないものは自治体の出資そのものを基本的に禁止する措置などが講ぜられるべきであろう。

すでにのべたように、自治体が経営不振の三セクや、破綻した三セクに公金をつぎ込む背景には、自治体が銀行などに債務保証や損失補償契約を行っている可能性が高い。こうした債務保証や損失補償契約を自治体幹部が勝手にできないようなルールをつくることも重要であろう。本来、債務保証は、災害で被害を受けた住民などが金融機関から融資を受け、債務が履行されない場合に地方自治体が代位弁済することを定めた契約であるが、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条によって、原則として会社などの法人の債務に対してはできないことになっている。こうした制約があるために、地方自治体のなかには損失補償契約のかたちで債務保証を行うケースもあるといわれている。いずれも自治体の予算にかかわる債務負担行為であるのに、そうした定めもなく行われている実態がある。

最近、第三セクターで水族館を建設運営しようとしている函館市が、三セクの相次ぐ破綻を見て、「赤字になっても市は債務保証しない」と協定に明記した（日本経済新聞、九八年三月八日付）が、三セクを抱えるすべての自治体は債務保証の有無を総点検し、不透明で違法性の強いそうした行為があれば、直ちになくすようにすべきであろう。

（本稿は、『前掲』九九年二月号に掲載された「商業型第三セクターの自治体責任」に若干の加筆、修正をおこなったものである。）

日韓高速船の破綻

白井 俊紀

（弁護士）

1 日韓高速船事件とは

山口地方裁判所は九八年六月九日、下関市が、第三セクターとして設立された日韓高速船株式会社に対して、九四年に交付した合計八億四五〇〇万円の補助金の支出は違法だとして、前市長に対し同額を下関市に賠償することを命じる判決を言い渡した。

日韓高速船株式会社は、九〇年一月二日、下関市と釜山との間に旅客を海上輸送する高速船を就航することを目的として設立され、下関市が設立当初、五〇〇〇万円を出資（出資比率三三・四三％）した、いわゆる第三セクター方式の会社であった。

下関という地域の特殊性から、つまり在日の韓国の方も多ということなどから、この事業

に全く公共性がないとも言え切れず、設立については、議会も賛成している。当時、市は民間企業の誘致であり、民間企業の誘致であるから出資比率も二五%未満であると説明していた。当初から、荒海に高速船を就航させることには無理があると言われていたが、実際に波が荒く就航できないことも多いという状況で、一年四ヶ月で破綻した。

その間、営業不振で累積赤字が増大する一方の状態に対して、下関市はこの会社に出資金の他にも多額の財政支援を行ってきた。第一に、日韓高速船株式会社の金融機関からの八億円の借り入れに対して、下関市は損失補償(事実上の保証)をしており今後この借金を返済していくことになっている(平成八年度から一七年度まで毎年八〇〇万円ずつ分割返済)。第二に、市の職員二名ないし三名をこの会社へ派遣し、職員の給与は市が負担してきた。第三に、九二年から九三年にかけて市が直接この会社に一〇億円の貸付を行っている。

以上は、いずれも違法性の疑いが強いものであった。そして、この会社は、九二年十二月一日に運休をし、その後再開されることがなかった。補助金交付の時点では、すでに資産も収益の見通しも全くない、事実上の倒産状態になっていた。

そのような状態の下で、同社(九二年の運休直前に前市長が代表取締役を辞任し、その後、同市助役が代表取締に就任)は、九四年三月当時、債務整理のために必要だとして八億四五〇〇万円(債務のはば金額)を下関市に補助金として交付することを要請し、市はこれに応じて同額の補助金を交付した。その違法性が争われたのが、本件事件であった。

2 裁判の争点と判決の意義

この裁判の争点は、第三セクター方式の会社が破綻し、再建の見込みがない状況で、その債務整理のために多額の補助金を交付することが、地方自治法で定めている補助金交付の「公益性」があるかどうかという一点であった。

被告の前市長や補助参加人の現市長は本件訴訟で公益性があるという根拠として

- 一 本件会社の事業が下関市の事業と一体であること
 - 二 本件補助金を交付しないと下関市への信頼が維持できず、今後の第三セクターへの協力が得られないこと
 - 三 議会で多数の賛成を得て議決されたものであること
- の三点を挙げていた。

原告は、それらに対して

- 一 本件会社の事業が下関市の事業と一体であるという点については、本件会社の法形式が株式会社という営利法人である上、下関市の出資比率も当初二・四%から、増資後は一〇・二五%と意識的に地方自治法や施行令で定める監査委員の監査が及ばない二五%未満に低く抑えられていることから、下関市の事業と一体とは到底言えないこと

二 下関市への信頼や今後の第三セクターへの協力上不都合という点についても、そこでの信頼とは、参加ないし取引企業が、利益は取得するが損失はすべて下関市が負担してくれるという、「官民癒着」の不正常かつ不公正な「信頼」であり、それを保証する必要性もなければ、今後の協力も以上のような「信頼」が前提となるとすれば、それこそが問題であること

三 議会の多数決で議決されたとしても、それは支出を手続き上可能とするだけのものであり、公益性の有無とは関係がないし、本件では、前市長が同意案件として積極的に議案に提案をしたもので、免責の根拠として主張することは無理があると批判した。

今回の判決は、本件会社が下関市と一体とは言えないことや民間企業が参加する場合は、自己判断と責任の下に、危険を負担することも当然ありうることを前提に、営利の追求をなさんとしていること等から、前市長らの主張を排斥して、この補助金交付を明快に違法と断定した。

そして「公益性」があるためには、主観的にも客観的にも、補助金の交付とそれによる住民の利益との間に因果関係がなければならず、本件では、「経済的な面も含め、およそ不毛な処理であった」として、「巨額の税金が住民の福祉の増進のために使用されないまま失われるはめになったことによる住民の損失は見逃すことができない」と厳しく指摘している。

また前市長らが本件補助金を交付しないと、第三セクターを採用している全国の地方公共団体に迷惑をかけることを主張していた点についても、「公益性」とは無関係であるとしている。

「公益性」の概念は抽象的なものであるため、ともすると行政の行為や主張を正当化するものとして機能する役割を果たすことになるが、この判決は「住民の利益との間における因果関係」という基準を立て、その有無を具体的に検討する手法をとっている。

これは、憲法秩序を前提として「公益性」を考えるにあたって「国民の現代社会における適正な生存のためのあれこれの権利・利益とのかかわりにおいて、具体的に明確にするほかない」（三橋良士明「第三セクターの民主的統制」『室井力還暦記念論集 現代行政法の理論』）という正当な観点に立脚するものであり、かつ地方公共団体の事務の本質が、住民の福祉の増進にあるとする、地方自治法の規定（同法第二条三項）に基づいた、きわめて正当なものである。

3 判決で裁かれたもの

補助金を交付した前市長は、本件会社に関して、かつて市議会の委員会の中で、「第三セクターを倒産させたケースはあまりない。休止はあるが、そのときは第一セクターが全部面倒をみて、きちんと対処している。それが公共団体の責任だと思う。」と述べていた。

第三セクターと取り引きする企業や参加企業は、直接取引による利益や利益配当、関連事業への投資機会等何らかのリターンを期待して取引に入ったり、参加をしてきた。その一方で、第三セクターが破綻しても、その時のリスクはすべて地方公共団体が負担してくれるという

「信頼」に寄りかかってもいた。

前市長の先の発言は、正直にこの考え方を表明しているものに他ならない。

この判決では、まさに前市長のこの発言に表明された考え方こそが裁かれたのである。

4 全国的な意義

八〇年代半ば以降の中曽根民活路線のもとで乱造された、第三セクター方式の会社は、バブル経済の崩壊後、全国どこでも大きな問題をかかえている。

読売新聞が九八年四月に行った全国調査では、九六年度決算で赤字を抱える第三セクターは二七五社、累積赤字の総額は四五一一億八八一四万円に上っている。そして、金融不安を背景に第三セクター支援のための公費投入が相次いでいる。

これは一方で、議会や住民の監視、民主的なコントロールから免れながら、他方で公金をあらゆる経路で民間企業に流出させるといふ、官民癒着の構造の下で、経営責任の所在をあいまいにしたまま、公的資金を湯水の如く流出させるといふ流れが強まっているということである。

この判決は、その流れに大きな歯止めをかけるものである。

判決直後、マスコミ各社は、全国的に大きく報道し、下関市には、第三セクターを抱える各地方公共団体から問い合わせが相次いだという。また、原告や代理人にも、第三セクター問題

に取り組んでいる住民、地方議員や弁護士等から問い合わせや判決文の送付依頼が相次いだ。第三セクターが、全国各地で大問題となっている表われであろう。

ただ、この判決は、唯一の営業である高速船の就航がなくなり、資産も、収益の見通しも全くない事実上の倒産状態にある第三セクター、(しかもそれが市の出資比率が三五%未満に抑えられた営利性の強い株式会社)に対して、債務整理のためだけに補助金を交付したという事案に対してなされた判断である。

従って、同じ第三セクターでも、会社形式でないものや、地方公共団体の出資比率の高いものに対する補助金交付や、さらには、営業継続中の第三セクターに対する補助金交付や債務整理のためではない補助金交付等に対して公益性があるかどうかの判断は、厳密には今回の判決の直接の射程内には入っていないと考えられる。

しかし、この判決が判示した「主観的な側面のみならず、客観的な面においても住民の利益との間における因果関係」があるかどうかという公益性の判断基準とその基準に立脚した個別具体的な検証という手法は、どのような場合にも意義を有することになると考えられる。

5 住民監査・住民訴訟制度について

地方自治法の住民監査や住民訴訟の制度は、直接民主主義の理念に立脚したきわめて重要な

意義を有する制度である。

しかし、行政内部の一部を中心に、この制度の機能の大きさから濫訴の弊害を指摘し、これを後退させようとする動きもあるようである。

本件で、原告や代理人が提訴したのは、議会が違法な公金の支出をチェックし得なかつたという状況の下で、私的な利害とは関係なく市民として直接その制度を活用して前市長の責任を追及する一方で、今後の安易で放漫で市民を無視した税金の無駄遣いに歯止めをかけたいたいという思いからであった。

訴訟の中でも、原告や代理人は、第三セクターの設立やそれに対する公的資金の投入がいつ、いかなる場合でも、公益性がないと主張していたものではなく、住民の福祉の増進に有用な公的資金の投入はありうることを前提にしながらも、本件は、住民の福祉にとって有害無益であったと主張してきた。

その点で、住民監査や住民訴訟制度を住民の福祉の増進のために機能させることを心掛けたつもりである。

住民監査や住民訴訟という制度を後退させようという動きに対しては、今後十分な警戒をする一方で、私的な利害のために利用するのではなく、真に民主的な制度として定着させ機能させていくことが、地域住民に今後課せられた責務であると言っても過言ではない。

おわりに

本件は、前市長により控訴され、現下関市長は高裁においても前市長に補助参加することを決定した。

従って、今後は、広島高裁で、この問題は争われることになるが、私たちの主張が認められるように全力を挙げる決意である。

資料 日韓高速船補助金訴訟判決

山口地裁平成一〇年六月九日判決

。主文

一 被告は、下関市に対し、金八億四五〇〇万円及び内金四億六五〇〇万円に対する平成六年七月九日から、内金三億八〇〇〇万円に対する同年八月一四日から、いずれも各支払済みまで年五分の割合による金員をそれぞれ支払え。

二 訴訟費用中、原告と被告との間に生じた分は被告の、原告らと被告補助参加人との間に生じた分は被告補助参加人の、各負担とする。

事実及び理由：略…

2 本件補助金交付の公益性

- (一) 本件補助金交付の経緯 (略)
- (二) 本件補助金交付における公益性の有無

(1) 如上の事実関係に基づき、本件補助金交付における公益性の有無を検討するに、そもそも、補助金の交付が公益性を有するためには、主観的な側面のみならず、客観的な面においてもそれが肯定さ

れなければならないものと解されるところ、右の判断に当たっては、何よりも、補助金の交付とそれによる当該地方公共団体住民の利益との間における因果関係の有無が検討されるべきである。

そこで、以下、本件補助金につき、右の見地に照らし判断する。

ア まず、本件補助金の交付当時において、本件会社は、その唯一の収入源である高速船の運航を既に一年四か月ないし五か月間休止しており、かつ、本件機船契約の解約により運航再開の見込みも全くなくなっていたのであるから、これを再開することによる地域の活性化や下関市民の利便性といったところの本来目指していた利益が存在しなくなっていることは、被告及び補助参加人も争っていないところである。

イ また、本件補助金を本件会社に交付したことにより直接的に利益を受けたのは、関西汽船及び前記第三(一)②(三)で認定した連帯保証人らであるところ、右連帯保証人らは、いずれも営利を追求する法人ないし個人であることから、これらの者が目下下関市住民の福祉の増進に影響を与えたり、あるいは、これらの者に右利益を与えることによって、同市住民の福祉が増進したという関係を有するもの

これと取引する者にとつて、以後における第三セクターとの関係においても同様のことが容易となることは想定される。

しかし、補助金の財源は、当該地方公共団体の住民が納付した税金である上、本来、第三セクターとはいえ、民間企業がこれに参加する場合は、その自己判断と責任の下に、危険を負担することも当然あり得ることを前提にして、営利の追求をなさんとしていることは、経済法則に照らし自明の理とみられることをも考慮すると、かかる補助金の交付すべてに公益性があるとは到底解し難いところである。

そして、これを本件についてみるに、前記第三(一)②(三)で認定したごとく、下関市は、本件会社から本件補助金交付の要請があった平成六年三月の時点で、既に、本件会社に対して一〇億円の直接融資及び八億円に係る損失補償付の措置を行っており、しかも、被告本人尋問の結果及び弁論の全趣旨によれば、本件会社の長期にわたる累積赤字のため、右合計一八億円が回収される可能性は全くない状態であったことが認められる。したがって、この時点において、本件会社に対し、更に本件補助金合計八億四五〇〇万円を投入したとしても、そのことによつて本件会社が立ち直り、本件事業が再開される見込

でないことも明らかである。

ウ ところで、前記第二、四(争点について)の四②及び③掲記のごとく、被告及び補助参加人は、下関市の信頼の維持が、まさしく公益性である、すなわち、本件補助金を本件会社に交付しなければ、今後、同市が行う第三セクター事業に、誰からの協力も得られなくなることは明白であると主張する。

しかし、本件全証拠によるも、本件補助金の交付当時、下関市において、新たな第三セクター事業を計画しており、そのために、是非とも同市に対する民間の信頼をつなぎ止める必要があったというような事情は認められないのであり、そうすると、右にいう信頼の維持も抽象的なものにすぎず、実体を伴ったものではないというべきである。

エ もつとも、第三セクター方式による会社の事業が、営利企業的な性格のみならず公共性をも有し、このため、当該会社に出資したり、これと取引関係に入る民間企業の側にも、地方公共団体との関係から、ある程度採算を度外視して参入せざるを得ない部分があることは否定し得ないところ、これによれば、その経営が破綻した場合に、地方公共団体が補助金を交付することによつて支援するならば、本件会社のような第三セクターの会社に出資しあるいは

はまずない状況に陥っていたにもかかわらず(なお、甲七ないし一五によれば、本件会社は、平成八年三月二八日、山口地方裁判所下関支部に自己破産の申立てをなし、同年四月一二日午前一時破産宣告決定を受け、平成九年三月七日、破産手続の集結に至っていることが認められる。)、これがなされたということについては、経済的な面も含めおよそ不毛な処置であつたものといわざるを得ないところである。

そして、このことからすれば、結局、下関市住民にとつて右八億四五〇〇万円もの巨額の税金が、直接、間接いずれを問わず、住民の福祉の増進のために使用されないまま失われるはめになった結果もたらされたも同然であり、これにより、納税者たる同市住民の被った損失は、決して看過し得ないところと解される。

オ さらに、被告及び補助参加人が、本件補助金の交付に公益が存在するとする理由の一として挙げるところの、本件補助金を本件会社に交付しないと、第三セクターを採用している全国の地方公共団体に多大の迷惑を投げかける旨の主張は、前記因果関係の有無とはおよそかけ離れた事柄に係るものであり、失当といわざるを得ない。

② 右に検討したところによれば、本件補助金の交付については、前記因果関係の存在を肯定し得ないところであつて、公益性の要件を満たしておらず、したがって、違法であることを免れないというべきである。

(以下、略)

第 47 回憲法と平和を考えるつどい

住民自治と監査請求

— 憲法をくらしに生かそう! —

講師：宮下和裕氏(福岡県自治体問題研究所主任研究員)

宮下氏は、自治立法権や再開発問題などさまざまな自治体問題に取り組み
てきました。福岡県自問研事務局長も兼務。近著の「希望としての地方
自治」(自治体研究社)をはじめ著書多数。専攻は地方自治。

日時：2000年5月3日(水) 10:00~12:00

場所：宮崎市中央公民館大研修室(0985-29-8455)

資料代：500円

“地方自治”は、日本国憲法の大切な理念のひとつです。地方分権が強調される中で、住民自治のより一層の充実が求められています。しかも、政治や行政のレベルは、住民のレベルで決まるとも言われます。

宮崎県でも、60億円の税金の違法・不当な使い方に対して、「地方自治法」にもとづく住民監査請求がなされました。まさに、2,000名もの住民が行政のあり方を問う行動を起こし、国民主権にもとづく地方自治を具体化しています。

憲法記念日に、地方自治と住民監査請求・住民訴訟との関係をあらためて考えてみませんか！

主催：科学者会議宮崎支部・宮崎民主法律家協会

「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会

連絡先：Tel. 0985-24-8820(宮崎中央法律事務所)



憲法記念日 「改憲への道開くな」

宮崎で2集会 護憲の思い熱く

憲法記念日の3日、宮崎市浄土江町の市中央公民館と隣の市総合体育館で、「護憲」の立場から二つの集会が開かれた。憲法施行から53年を経て「論議」ムードが高まるなか、参加者らは「改憲への道開くな」と訴えた。

改憲論議の危険性指摘

「9条守り平和発信を」

市中央公民館に隣接する市総合体育館会議室では市民団体「平和と民主主義のための県民連合」が主催する「憲法記念日の集い」があり、小沼新・宮崎大学教育文化学部教授が「平和憲法の本当の危機」と題して講演した。

約130人の参加者を前に小沼教授は、衆参両院に設置された憲法調査会について「憲法を議論するのはタブーではないが、狙いが見え透っている。9条を委縮することだ」と指摘。「戦争放棄・戦力不保持」を定めた9条が戦後日本の

軍事大国化に一定の抑止力として機能し、憲法の平和主義が21世紀の世界の潮流になるとの見方を示した。

また、各種の世論調査で改憲支持が過半数に上るなど国民の憲法意識が変化していることを認めつつも「9条を中心とする平和憲法を守り、世界に平和を発信しよう」と呼びかけた。

【木元 六男】

「シーガイア支援基金」

住民監査請求を評価

午前中は市中央公民館で「第17回憲法と平和を考えるつどい」が開かれた。県内の大学教授や弁護士らでつくる「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会などの主催。福岡県自治体問題研究所主任研究員・宮下和佳さんが「住民自治と監査請求・憲法と地方自治を考える——憲法を暮らしに活かそう!」の演題で講演、約70人が耳を傾けた。

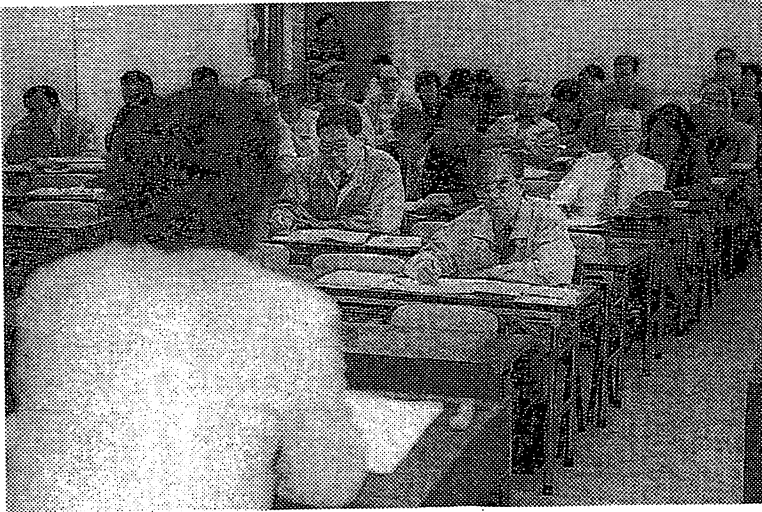
宮下さんは、自治省がま

とめた資料をもとに「宮崎県は全国の都道府県で唯一1995〜98年度間に一度も住民監査請求が行われていない」と指摘。そのうえで今年2月、フェニックスリゾート支援を主目的に創設した基金に県が60億円

を出資したことに対し、約2000人が請求人となって住民監査請求したことを評価した。

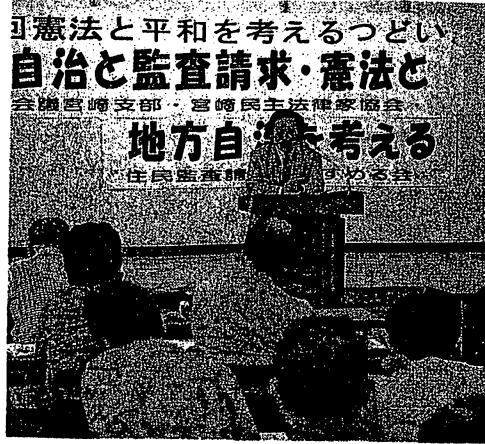
最後に「憲法が国民に保障する権利は国民の不断の努力によって保持しなければならない」と憲法12条の条文を引用し「今後の運動で、大きな成果を収めて下さい」と締めくくった。

【山崎 太郎】



約70人が参加した「憲法と平和を考えるつどい」

憲法記念日 自治や平和を考える



憲法と平和について考えた集い（宮崎市中央公民館で）

「憲法記念日」の三日、宮崎市内では憲法や平和を考える集いがあり、市民らが講演に耳を傾けた。日本科学者会議宮崎支部、「シーガイア」支援基金の住民監査請求をすすめる会「なび」、住民自治と監査請求・憲法と地方自治を考える」と題した講演会

を、同市中央公民館で開いた。講師の宮下和裕・福岡県自治体問題研究所主任研究員は、「地方自治は国会、内閣、司法と並ぶ四権であり、住民のレベルで政治のレベルが決まってしまう」と指摘した。シーガイア問題について

一方、「平和と民主主義のための県民連合」は、市総合体育館で集いを開き、小沼新・宮崎大教授が「平和憲法の本来の危機」と題して講演した。憲法改正をめぐって各政党の姿勢が異なることに触れ、「歴史では現実と理念が食い違っているが、現実を理念に近づけていく努力が大切だ」と述べた。

憲法の意義を考える 県内2団体 集い

憲法記念日の三日、県内でも憲法を考える集いが開かれた。施行から五十三周年を迎える憲法は、国会に初めて憲法調査会が設けられており、県民の憲法の意義や住民自治などについて意見を交換した。

戦争抑止効果を強調

平和と民主主義を守るための県民連合（田島正友代表）が主催する「憲法記念日の集い」は、宮崎市総合体育館であった。宮崎大学教育文化学部の小沼新教授（国際政治）が「平和憲法の本来の危機」と題して講演。参加した百三十人は、戦争の放棄をうたった日本国憲法の先見性を再認識していた。



「憲法記念日の集い」で講演に聞き入る参加者—3日午後、宮崎市総合体育館

で国民の平和と豊かさが問われる。武力による防衛よりも平和の創造が大切。日本が世界に向かって平和を発信することが、世界の先導者になる唯一の道」と話した。

「住民自治」で 宮下さん講演

「憲法と平和を考える」の「宮崎市民法律家協会」が主催する「憲法記念日の集い」は、宮崎市総合体育館で開かれた。宮下和裕氏が「住民自治と監査請求」をテーマに講演した。

会など主催）は、約四十人が参加して宮崎市の市中央公民館であった。福岡県自治体問題研究所主任研究員の宮下和裕さんが「住民自治と監査請求—憲法と地方自治を考える」と題して講演した。宮下さんは、日本国憲法は「世界の到達点」と「国民の願い」が合体したものと位置付けた。各地で住民監査請求や住民訴訟が起きていることについて、「国民の主権者意識の高まりだ。今こそ行政は国民に耳を貸すべきだ」と述べた。本県で、シーガイア支援を主な目的とした基金に対する住民監査請求や、住民訴訟の動きが出ていることには、「今回の住民監査請求は本県地方自治の金字塔になる」と分析した。



約70人が参加した憲法と平和を考えるつどい
＝3日、宮崎市

宮崎3団体

憲法と平和を 考えるつどい

第四十七回憲法と平和を
考えるつどいが三日、宮崎
市で開かれ、市民ら約七十
人が参加しました。主催は、
日本科学者会議宮崎支部、
宮崎民主法律家協会、「シ
ーガイア支援基金」の住民
監査請求をすすめる会の三
団体。
「住民自治と監査請求・
憲法と地方自治を考える」

のテーマで福岡県自治体問
題研究所事務局長の宮下和
裕氏が講演しました。

宮下氏は「戦後、国内外
の良識ある人々が憲法草案
を起草し、それは当時世界
の理想といえるものだっ
た。この憲法草案と日本国
民の願いとが合致し、生ま
れたのが日本国憲法との
べました。

また、新潟県巻町での住
民投票などの例もあげ、全
国共通で有権者の意識は高
い」と強調。市民オンプス

マンなどの市民運動が行政
を動かしてきたことを指摘
し、シーガイア支援基金住
民監査請求運動を激励しま
した。

参加した二十代の男性は
「憲法も地方自治も国民の
運動によって守られ、発展
してきていることがわかっ
た」と語っていました。

憲法記念日

宮崎市で2つの集い

熱心にメモとる姿も

憲法記念日の三日、宮崎 四十七回憲法と平和を考え
市で憲法をテーマにした二 集い」が市総合体育館で。
つの集いが開かれた。「第 るつどい」が市中央公民館 合わせて約二百人が集ま
で、「5・3憲法記念日の一 り、熱心にメモをとる姿も

あった。
「憲法と平和を考えるつ
どい」は科学者会議宮崎支
部と宮崎民主法律家協会、
「シーガイア支援基金」の
住民監査請求をすすめる会
が主催。「住民自治と監査
請求・憲法と地方自治を考
える」と題し、福岡県自治
体問題研究所の宮下和裕・
主任研究員が講演した。
佐土原町上田島の自営業
渡辺耕作さん(40)は「自分
の町と照らし合わせて話を
聞いた。自発性をもって、
かかわっていくことが大切
だと思う」と話した。
一方、「憲法記念日の集
い」は平和と民主主義のた
めの県民連合が主催。宮崎
大学の小沼新教授(国際政
治)が「平和憲法の本当の
危機！」と題して講演し
た。小沼教授は「改憲」を
目指す「論議」の登壇など
四つの項目にわたって話を進
めた。

見直そう「足元の憲法」

憲法記念日の三日、さまざまな集会在開かれた。今年に入り、衆参両院に設けられた憲法調査会の論議が進む中、「護憲派」は「憲法を守ろう」と改めてアピール。地方自治、司法改革など、具体的な課題と向き合う催しが目立った。



憲法記念日 各地で集会

●憲法と地方問題

長崎市では「憲法施行五十三周年記念 5・3 憲法を考えるつどい」があり、約百人が諫早湾干拓や米軍基地、被爆者への国家補償など、県が抱える問題を憲法の理念に照らし合わせた。

米海軍のエアクラッシュン型揚陸艇(LCAC)駐機場の移転問題で、受け入れ反対運動にかかわった長崎県西海町の町議は「現代社会の課題に憲法が対応できない」といっている。政治や社会の現実が、憲法の理念からかけ離れているだけ」と話した。

熊本市の熊本学園大学では、学者や弁護士が中心に「憲法のセッケンをついば、市民」をテーマにした集会が行われ、約百四十人が参加した。和久進・神戸大教授が「いま、なぜ、憲法調査会なのか」と題して講演し、「調査会は日本企業の利益を守るため、憲法九条の明文改憲を目標としている」と指摘した。

宮崎市では「シーガイア支援基金」の住民監査請求をすすめる会」などによる「第四十七回憲法と平和を考えるつどい」があった。福岡県自治体問題研究所の宮下和裕・主任研究員が「住民自治と監査請求・憲法と地方自治を考える」と題して講演した。三権分立に地方自治を加えて「四権分立」を唱えて、住民の主権者意識などを訴えた。「都道府県に対して監査請求がこの四年で一件もなかったのは宮崎だけ」とも話した。

山口市では、学者、日本基督教団関係者などがつくる「憲法を活かす市民の会」や「まぐさ」が、沖繩県の日本基督教団うるま伝道所の西尾市郎牧師を招き、米

軍基地問題を通して憲法問題を考えて。西尾牧師は米軍の普天間飛行場が沖繩県名護市に移設されようとしている点について、「移設は騒音被害などに苦しむ住民のためのものではなく、米軍側の希望に沿ったもの。新たな基地をつくることで、美しい亜熱帯の海が汚染されてはいけない」と指摘。市民に密着した司法改革を訴えた。

地方自治・司法…「調査会」批判も

●戦力不保持 削除求める声

鹿兒島県鹿屋市では、護憲をアピールしながらたすきをそとぐ恒例の「平和憲法を守る鹿屋大会」。今年で三十四回目。

開会式で、山之江青・大会実行委員長は「憲法は理想論にすぎない」との批判が出ているが、理想の旗を高く掲げて前進することが今こそ大切だ。十九チーム計百四十人が参加し、「世界をつなぐ憲法九条」「平和憲法を守ろう」などと書いたゼッケンをつけて七区間の八・二キロを走り続けた。

●司法改革

一方、大分市では「司法

改革」をテーマにした講演会があった。青年法律家協会大分支部や大分県平和運動センターなど六団体が主催、約二百六十人が参加した。元東京高裁判事の秋山賢三弁護士が「日本の裁判所は一九六〇年代後半ごろから、政府に不利な判決をしないようにつくりかえられてきた」と指摘。市民に密着した司法改革を訴えた。

「戦力不保持」 削除求める声

東京でシンポジウム「日本会議など主催」には、昨年より約三百人、約千三百人が参加。憲法調査会に対して、戦力の不保持を定めた憲法九条二項の削除などを求める声が続出した。

百地章・日本大教授が「防衛や安全保障のような緊急を要するテーマは、二年で結論を出すべきだ。護憲派が持つていない危機感を持っているのに改憲派は連携プレーに欠ける」と注文をつけた。